

**関西電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る
査定方針**

平成27年5月15日

経　　済　　産　　業　　省

目 次

はじめに	P 2
基本的な考え方	P 4
1. 経営効率化	P 6
2. 燃料費	P 15
3. 購入・販売電力料	P 24
4. 公租公課(事業税)	P 30
5. 使用済燃料再処理等発電費、特定放射性廃棄物処分費	P 31
6. 費用の配賦・レートメーク	P 33
7. 値下げの条件	P 36
8. 美浜発電所1・2号機、日本原電敦賀発電所1号機の廃炉	P 38
9. 情報提供等	P 39

(参考)

(1) 電気料金審査専門小委員会委員等名簿	P 40
(2) 公聴会の概要	P 41
(3) 関西電力の家庭用電気料金値上げ認可申請に関するチェックポイント(消費者庁)	P 64
(4) 消費者庁からの意見への対応について	P 69

～はじめに～

-審査の経緯-

(1)平成 26 年 12 月 24 日付けで関西電力株式会社(以下「関西電力」という。)から電気事業法第 19 条第 1 項の規定に基づき、供給約款変更認可申請(以下「料金認可申請」という。)が提出された。

(2)経済産業省においては、電気料金認可プロセスに外部専門家の知見を取り入れ、専門的かつ中立的・客観的な観点から料金査定方針等の検討を行うために、「総合資源エネルギー調査会総合部会電気料金審査専門委員会」を東京電力の料金認可申請時に設置した(委員長:安念潤司 中央大学法科大学院教授、委員長代理:山内弘隆 一橋大学大学院商学研究科 教授)。電気料金審査専門委員会は平成 24 年 5 月 15 日の第 1 回以降、平成 25 年 6 月 14 日の第 31 回まで開催され、その後、平成 25 年 7 月 1 日の審議会の見直しに伴い、委員会名が「総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会電気料金審査専門小委員会」に変更された。(委員長、委員の構成に変更はなく、引き続き東北電力、四国電力及び北海道電力の料金審査が行われた。)「電気料金審査専門小委員会」は、平成 25 年 7 月 5 日に第 1 回が開催され、平成 27 年 4 月 21 日までに 25 回開催されている。

※以下「電気料金審査専門委員会」「電気料金審査専門小委員会」をあわせて「委員会」という。ただし、委員会の具体的な回を特定する必要がある場合には、前者を「第〇回委員会」、後者を「第〇回小委員会」と略称する。

(3)平成 27 年 1 月 21 日の第 20 回小委員会以降、本委員会は、関西電力から経済産業省に提出された料金認可申請について審議し、平成 27 年 4 月 21 日の第 25 回小委員会まで 6 回開催。審議の透明性を高めるため、委員会の審議は、議事内容、配布資料を含め、全て公開形式で開催した。加えて、全 6 回について、オブザーバー(消費者団体、中小企業団体、消費者庁)の参加を得て、活発にご議論をいただいた。

【関西電力株式会社の供給約款変更認可申請の概要】

	今回(A) (H27)	前回(B) (H25~27平均)	変動額(C) A-B	(単位:億円)
燃 料 費	10,644	9,224	1,420	
火 力 燃 料 費	10,602	9,023	1,579	
核 燃 料 費	42	201	▲159	
購 入 電 力 料	5,374	3,220	2,154	
販 売 電 力 料 ※	▲328	▲126	▲202	
原 子 力 バックエンド費用	39	188	▲149	
事 業 税	327	309	17	
合 計	16,055	12,816	3,240	

※ 販売電力料は控除収益

値上げ幅 2.22円/kWh	(変動額) 3,240億円 ÷ (販売電力量) 1,457億kWh
現行単価 18.19円/kWh	

(4)また、広く一般の意見を聴取するため、第 20 回、第 21 回小委員会においては、自治体関係者、消費者団体、中小企業団体関係者を招き、意見を聴取。2 月 25 日の第 22 回小委員会には、消費者庁からチェックポイントが提出され、それも踏まえながら、以降の審議が行われた。また、平成 27 年 3 月 3 日には値上げに係る公聴会が大阪にて開催され、委員 3 名が参加するとともに、3 月 24 日の第 23 回小委員会においては公聴会に寄せられた意見が事務局から報告された。更に、第 23 回小委員会においては、「国民の声」に寄せられた生の意見を公表するなど、随時議論に反映してきた。

(5)平成 27 年 1 月 21 日の第 20 回小委員会以降、委員が査定方針案の検討を行った。委員は、事務局が関西電力から提出を受けた契約書のコピーを含む資料を確認し、必要に応じて電力会社に対し資料の追加提出等を要請した。委員は事務局に対し、査定方針案に係る資料の作成を要請し、事務局はヒアリング時の委員の指摘や追加コメントを踏まえ資料を作成・修正し、委員による資料の確認を受けた。委員から事務局等に対するヒアリングは、延べ 62 回、約 65 時間実施した。

(6)こうした確認作業に基づき、委員は経済産業省に対し、査定方針に係る資料の作成を指示し、経済産業省はヒアリング時の委員の指摘や追加コメントを踏まえ資料を作成・修正し、委員による資料の確認を受けた。その結果、第 25 回(4 月 21 日)小委員会で委員会としての査定方針案が取りまとめられ、同日、経済産業大臣に提出された。

(7)なお、委員会が査定方針案をとりまとめに当たっては、東京電力、関西電力、九州電力、東北電力、四国電力、北海道電力、中部電力からの料金値上げ審査時、北海道電力の料金再値上げ審査時と同様に、電気事業法及び同法に基づく規則、一般電気事業供給約款審査要領(以下「審査要領」という。)、「電気料金制度・運用に係る有識者会議報

告書」(平成 24 年 3 月)等予め定められたルールに則って、査定方針案を中立的・客観的かつ専門的な見地から検討した。

(8) 経済産業省は委員会で取りまとめられた査定方針案をもって消費者庁と協議を行った。5 月 11 日に経済産業大臣と消費者担当大臣との間で協議が整ったことを受け、以下のとおり、経済産業省としての査定方針を策定し、5 月 15 日に「物価問題に関する関係閣僚会議(注)」において了承を得た。

物価問題に関する関係閣僚会議

長期及び短期にわたる物価安定対策に関する重要問題について協議することを目的とする。会議は内閣官房長官が主宰し、会議の庶務は消費者庁において処理する。

【構成員】 総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣(金融)、内閣府特命担当大臣(消費者)、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)及び内閣官房長官とする。

※「閣僚会議の開催について」: 平成 5 年 8 月 24 日(平成 24 年 12 月 7 日最終改正) 閣議口頭了解

～基本的な考え方～

電気事業法第 19 条第 1 項に基づく電気料金改定の申請については、電気事業法第 19 条、一般電気事業供給約款料金算定規則(以下「算定規則」という。)や審査要領等の電気事業法関連規定、「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書」(平成 24 年 3 月)に照らし、申請された料金が「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」等の要件に合致し、最大限の経営効率化を踏まえたものであるかを審査する必要がある。

関西電力の今回の申請は、高浜原子力発電所及び大飯原子力発電所の再稼働が前回認可時の想定よりも遅延していることを理由とするものであり、電源構成変分認可制度(算定規則第 19 条の 2)に基づいて提出された。これは、一般電気事業者の電気料金について、料金値上げの認可を経ていることを条件に、当該原価算定期間内において、社会的経済的事情の変動による電源構成の変動があった場合に、総原価を洗い替えることなく、当該部分の将来の原価の変動(燃料費等)を料金に反映させる料金改定を認める制度である。

これらを踏まえ、以下の基本的な考え方に基づき、査定を行うこととする。

- (1)審査の前提として、需要家に更なる負担を求めるに当たり、今般の料金改定の「前提計画」として位置付けられている経営効率化計画が、前回改定の査定方針及び認可時に求めた経営効率化を反映したものであるかどうか、その進捗状況・内容等を十分に確認する。
- (2)電源構成変分認可制度の直接の対象となる費目(燃料費、使用済燃料再処理等発電費、特定放射性廃棄物処分費、地帯間購入電源費、他社購入電源費、地帯間販売電源料、他社販売電源料、事業税)については、高浜原子力発電所及び大飯原子力発電所の再稼働の遅延という社会的経済的事情の変動による電源構成の変動に基づく、当該部分の将来の原価の変動のみが料金に反映されているかどうかを確認し、必要な査定を行う。

1. 経営効率化

【経営効率化の概要】

電気料金は、料金算定にあたっての前提となる供給計画(工事計画含む)、経営効率化計画、資金計画等の各種経営計画(前提計画)に基づいて算定される。

委員会においては、とりわけ、効率化計画の進捗状況等の確認を行った。また、主に需要と供給に関する前提計画についても、料金算定に当たって妥当なものであるかどうか検討を行った。

前提計画のうち、燃料費、購入・販売電力料、バックエンド関連費用、事業税に関する計画については、それぞれの個別原価の項目の中で、併せて検討を行った。

(参考)経営効率化計画について

平成7年の「電気事業審議会料金制度部会中間報告」(平成7年)を受けて、事業者においてとりまとめられ、公表されることとされており、「電気料金に対する国民の十分な理解を得ることに資する」とされている。

「電気事業審議会料金制度部会中間報告」(平成7年) (抜粋)

I 総論

1. 中間とりまとめまでの検討概要

(一) 事業者の経営効率化を促す料金制度

② 経営効率化の内容の公表

規制当局による料金規制に加え、電気事業者の自主的取り組みとして、料金改定に当たって、電気事業者は予め経営効率化の内容を国民に示すこととし、かかる効率化努力を織り込んだ原価を持って料金申請を行うことが必要である。

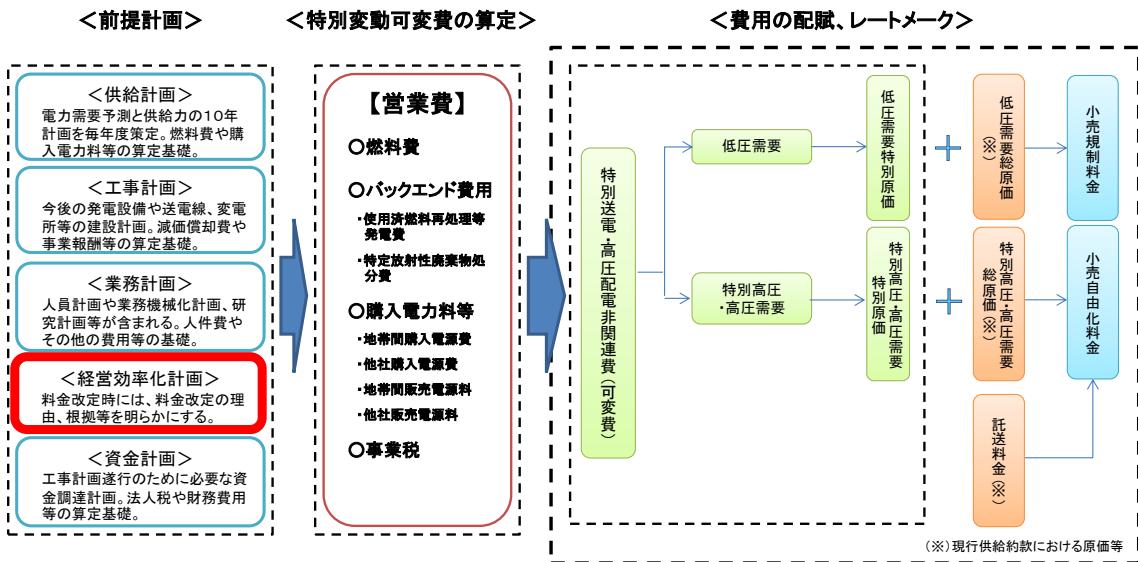
II 各論

2. 経営効率化計画及び料金の定期的評価

[i] 経営効率化計画

(2) 具体的には、「経営効率化計画」は、中長期的な取り組みや目標、毎年の経営方針やこれらを受けた設備投資の合理化目標、各種の業務計画等を需要家に理解し易い形で取りまとめ、毎年度公表することが適当である。

その際、需要家にとって経営効率化努力の成果がどのように料金に反映されるかが大きな関心事であることに鑑み、公表される内容が極力具体的かつ定量的であることが望ましい。



(1) 前回の料金改定時の査定方針(平成 25 年 3 月 29 日)への対応状況等

①概要

(単位：億円)

費用項目	平成25年度					平成26年度				
	効率化実績(A)	効率化計画(B)	査定額(C)	(A)-(B)	(A)-(B)-(C)	効率化見通し(A)	効率化計画(B)	査定額(C)	(A)-(B)	(A)-(B)-(C)
人件費	373	338	113	35	▲78	366	341	111	25	▲87
燃料費・購入電力料	445	253	91	193	102	1,086	535	98	551	454
設備投資関連費用	98	53	33	46	12	103	64	33	39	5
修繕費	470	243	53	227	174	607	310	60	297	236
諸経費等	446	366	124	80	▲45	526	381	125	145	20
合計	1,833	1,253	415	580	166	2,688	1,632	428	1,056	628

(第21回 電気料金審査専門小委員会 資料4 (関西電力資料))

②人件費

【現行料金に反映している経営効率化】

(単位: 億円)

項目	平成25年度			平成26年度			差分説明
	実績 [A]	計画 [B]	差引 [A]-[B]	見通し [A]	計画 [B]	差引 [A]-[B]	
役員報酬の削減	3	3	0	3	3	0	平成24年10月から平均25%減の4,100万円/人への引下げを実施。
採用抑制による人員削減	-	-	-	17	9	8	平成26年度定期採用の前年度比170名減等を実施。
給料手当の削減	285	281	4	279	279	0	基準賃金の約5%減額および賞与の支給見送りを実施。
厚生費の削減等	59	54	5	62	50	11	厚生施設の全廃等を実施。
合計	347	338	9	361	341	19	

【査定方針への対応状況】

(単位: 億円)

項目	平成25年度			平成26年度			差分説明
	実績 [A]	査定 [B]	差引 [A]-[B]	見通し [A]	査定 [B]	差引 [A]-[B]	
役員報酬は、国家公務員指定職の水準(1,800万円/人)	3	4	▲1	4	4	▲α	平成25年4月から平均60%減の2,100万円/人、27年1月から1,800万円/人へ引下げるが未達成。
1人当たり給与水準は、627万円	21	91	▲71	0	89	▲89	
退職給付水準は、▲400万円程度/人	0	12	▲12	0	12	▲12	査定方針の水準までは引下げておらず、未達成。なお、他の費目も含めた経営全般での効率化により、全体では達成。
健康保険料の会社負担割合は、平成27年度末に53%台	0	2	▲2	0	2	▲2	
持株会奨励金は、原価不算入	1	1	▲1	1	1	▲1	
その他	1	2	▲1	1	2	▲1	顧問報酬の支給等により、未達成。
合計	26	113	▲87	6	111	▲106	
効率化計画分+査定対応分	373	451	▲78	366	453	▲87	

(第21回 電気料金審査専門小委員会 資料4 (関西電力資料))

③燃料費・購入電力料

【現行料金に反映している経営効率化】

(単位: 億円)

項目	平成25年度			平成26年度			差分説明
	実績 [A]	計画 [B]	差引 [A]-[B]	見通し [A]	計画 [B]	差引 [A]-[B]	
姫路第二発電所のコンバインドサイクル化による燃料費削減	161	147	14	471	419	53	設備更新時期前倒しを実施。
燃料調達価格の削減(LNG価格、石炭価格)	4	4	α	5	4	1	LNG:輸入代行手数料の引下げを実施。 石炭:共同調達による安価な輸入炭を購入。
購入電力料の削減(調達価格の削減、卸電力取引所取引の活用)	102	102	0	112	112	0	他社電源、自家発等の固定費削減、卸電力取引所からの安価な電力購入を行うことによる削減を実施。
合計	267	253	14	588	535	53	

【査定方針への対応状況】

(単位: 億円)

項目	平成25年度			平成26年度			差分説明
	実績 [A]	査定 [B]	差引 [A]-[B]	見通し [A]	査定 [B]	差引 [A]-[B]	
燃料調達価格の削減(LNG価格、石炭価格)	32	44	▲12	253	56	197	平成25年度は調達価格の低減に努めたものの、スポット市況高騰の影響等もあり未達成。
購入電力料の削減(調達価格の削減、卸電力取引所取引の活用)	146	47	99	245	42	204	他社電源、自家発等の固定費削減、卸電力取引所からの安価な電力購入を行うことによる削減を実施。
合計	178	91	88	498	98	400	
効率化計画分+査定対応分	445	343	102	1,086	633	454	

(第21回 電気料金審査専門小委員会 資料4 (関西電力資料))

④設備投資関連費用

【現行料金に反映している経営効率化】

(単位：億円)

項目	平成25年度			平成26年度			差分説明
	実績 [A]	計画 [B]	差引 [A]-[B]	見通し [A]	計画 [B]	差引 [A]-[B]	
調達価格の削減	8	8	0	26	26	0	調達価格削減により費用を削減。
工事実施時期・内容の見直し	45	44	1	40	38	2	業務・工事内容の見直しにより費用を削減。
合計	53	53	0	67	64	2	

【査定方針への対応状況】

(単位：億円)

項目	平成25年度			平成26年度			差分説明
	実績 [A]	査定 [B]	差引 [A]-[B]	見通し [A]	査定 [B]	差引 [A]-[B]	
特別監査	0	31	▲31	0	29	▲29	空管路や空回線等の稼動設備を査定されていることから、費用計上は避けがたい。
調達価格のさらなる削減等 (効率化深掘り等)	45	3	43	36	5	32	業務・工事内容の見直しや、調達価格削減等により費用を削減。
合計	45	33	12	36	33	3	
効率化計画分+査定対応分	98	86	12	103	98	5	

(第21回 電気料金審査専門小委員会 資料4 (関西電力資料))

⑤修繕費

【現行料金に反映している経営効率化】

(単位：億円)

項目	平成25年度			平成26年度			差分説明
	実績 [A]	計画 [B]	差引 [A]-[B]	見通し [A]	計画 [B]	差引 [A]-[B]	
調達価格の削減	168	168	0	189	189	0	調達価格削減により費用を削減。
スマートメーター単価の削減	12	42	▲30	77	77	0	平成25年度は仕様見直しや競争入札等により単価削減を実施するも、査定後単価には至らず。
工事実施時期・内容の見直し	45	33	12	48	44	4	業務・工事内容の見直しにより費用を削減。
合計	225	243	▲18	314	310	4	

【査定方針への対応状況】

(単位：億円)

項目	平成25年度			平成26年度			差分説明
	実績 [A]	査定 [B]	差引 [A]-[B]	見通し [A]	査定 [B]	差引 [A]-[B]	
特別監査	0	10	▲10	0	10	▲10	空管路や空回線等の稼動設備を査定していることから、費用計上は避けがたい。
スマートメーター単価のさらなる削減	0	20	▲20	42	25	17	平成25年度は仕様見直しや競争入札等により単価削減を実施するも、査定後単価には至らず。
調達価格のさらなる削減等 (効率化深掘り等)	245	23	222	251	26	225	業務・工事内容の見直しや、調達価格削減等により費用を削減。
合計	245	53	193	293	60	232	
効率化計画分+査定対応分	470	296	174	607	371	236	

(第21回 電気料金審査専門小委員会 資料4 (関西電力資料))

⑥諸経費等

【現行料金に反映している経営効率化】

(単位: 億円)

項目	平成25年度			平成26年度			差分説明
	実績 [A]	計画 [B]	差引 [A]-[B]	見通し [A]	計画 [B]	差引 [A]-[B]	
節電や省エネ推進を目的とした費用等の削減	103	150	▲47	139	148	▲10	節電・省エネ・需要抑制に資する費用等を支出したため未達成。
調達価格の削減	220	216	3	264	233	31	業務内容の見直しや、調達価格削減等により費用を削減。
合計	323	366	▲43	403	381	22	

【査定方針への対応状況】

(単位: 億円)

項目	平成25年度			平成26年度			差分説明
	実績 [A]	査定 [B]	差引 [A]-[B]	見通し [A]	査定 [B]	差引 [A]-[B]	
特別監査	0	7	▲7	0	7	▲7	空管路や空回線等の稼動設備を査定されていることから、固定資産税等の費用計上は避けがたい。
節電や省エネ推進を目的とした費用等の削減	45	75	▲30	42	74	▲32	節電・省エネ・需要抑制に資する費用等を支出したため未達成。
調達価格のさらなる削減等（効率化深掘り、原価変動による影響等）	78	43	35	81	44	37	業務内容の見直しや、調達価格削減等により費用を削減。
合計	123	124	▲1	123	125	▲2	
効率化計画分+査定対応分	446	491	▲45	526	506	20	

(第21回 電気料金審査専門小委員会 資料4 (関西電力資料))

(2) 平成27年度の経営効率化計画の概要

① 概要

費目	平成27年度				
	見通し (A)	目標額 (B)			差引 (A)-(B)
		効率化計画	査定額		
人件費	489	465	354	111	24
燃料費・購入電力料	1,044	914	669	245	130
設備投資関連費用	127	117	82	35	10
修繕費	610	370	309	61	240
諸経費等	561	489	361	128	72
小計	2,832	2,355	1,775	579	477
資産売却等	200	—	—	—	200
合計	3,032	2,355	1,775	579	677

(第23回 電気料金審査専門小委員会 資料5 (関西電力資料))

②人件費

項目	主な取組み内容		27年度効率化額(億円)		
	25~26年度	27年度	見通し [A]	目標額 [B]	差引 [A]-[B]
採用抑制による人員削減	・26年度の採用数を前年度比▲170人の388人に、27年度は更に250人まで抑制した結果、在籍人員は、前回改定時計画(24年度末～27年度末)の▲約500人を上回る、▲約750人となる見通し	・継続した要員効率化を推進	40	23	17
役員報酬	・社内役員で平均60%程度の減額を実施してきたが、平成27年1月から、さらに5%程度減額幅を深掘りし、社内役員で平均65%程度の減額	・平成27年1月から実施の社内役員で平均65%程度の削減を継続（1,800万円）	7	7	0
給料手当	・基準賃金の約5%の減額や、賞与の支給見送りにより、年収をH23の790万円から660万程度まで削減	・査定方針に沿って、年収を627万円まで削減すべく、努力	354	354	0
退職給与金	－	・査定方針に沿って、退職金にかかる費用を12億円（査定額）削減すべく、努力	12	12	0
厚生費	・保養所や体育施設の廃止等に取り組み、25年度の一般厚生費を、査定後水準を下回る24.0万円/人まで削減	・継続した効率化を推進	62	62	0
委託検針費	・委託手数料の引き下げ	・継続した効率化を推進	13	5	7
雑給	・顧問人数の削減および顧問報酬の減額（1億4千万円程度/14名分から、4千万円程度/7名分）	・顧問について、委嘱内容を吟味し、さらなる削減に努める	1+ α	1.4	▲ β
合計	－	－	489	465	24

(第23回 電気料金審査専門小委員会 資料5 (関西電力資料))

③燃料費・購入電力料

項目	主な取組み内容		27年度効率化額(億円)		
	25~26年度	27年度	見通し [A]	目標額 [B]	差引 [A]-[B]
火力燃料費の削減	・姫路第二発電所のコンバインドサイクル化による燃料費削減（運転時期をさらに1～5ヶ月前倒し）	・これまでと同様の取組みを着実に実施し、新姫路第二発電所6号機の運転時期を3ヶ月前倒し	582	549	33
	・LNG輸入代行手数料の削減		2	2	α
	・他社との連携および調達先の分散化等、売主との交渉力向上による価格削減	・これまでと同様の取組みを着実に実施	2	2	0
	・LNG価格査定への対応として、市況の動向を踏まえた機動的なスポット調達を実施	・27年度の査定額189億円は、26年度の査定額53億円と比べても非常に厳しい水準であるが市況緩和時の国際入札の実施等、当該認可単価水準の実現に向けた取組みを実施	200	189	11
	・石炭価格査定への対応として、安価な石炭調達を実施	・これまでと同様の取組みを着実に実施	2	2	0
購入電力料の削減	・他社電源、自家発等の固定費用削減 ・卸電力取引所から安価な電力購入を行うことによる燃料費削減	・他社電源、自家発等の固定費用削減や卸電力取引所から安価な電力購入を着実に実施	256	169	86
合計	－	－	1,044	914	130

(第23回 電気料金審査専門小委員会 資料5 (関西電力資料))

④設備投資関連費用

項目	主な取組み内容		27年度効率化額(億円)		
	25~26年度	27年度	見通し [A]	目標額 [B]	差引 [A]-[B]
調達価格の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・競争発注の拡大(サプライヤー増【新規発掘】、総合評価方式等) ・取引先提案による設計や仕様の見直し ・価格調査のさらなる充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・競争発注比率のさらなる拡大(27年度の目標である30%はもちろん、中長期的に拡大するべく努力) ・設計や仕様の見直しといったこれまでの取組みを第三者評価の結果を踏まえ、さらに加速 	91	57	34
工事実施時期・内容の見直し等	<ul style="list-style-type: none"> ・設備余寿命診断技術の向上による最適な改修時期の見極めに基づく見直し ・新工法等の採用による建設費抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ・最適な改修時期の見極めに基づく見直しや、新工法等の採用による建設費抑制といったこれまでの取組みを着実に実施 	36	33	3
特別監査	—	—	0	26	▲26
合計	—	—	127	117	10

(第23回 電気料金審査専門小委員会 資料5 (関西電力資料))

⑤修繕費

項目	主な取組み内容		27年度効率化額(億円)		
	25~26年度	27年度	見通し [A]	目標額 [B]	差引 [A]-[B]
調達価格の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・競争発注の拡大(分離発注【サードパーティ】、順位配分競争等) ・設計や仕様の見直し(業務内容の見直し、仕様の見直し等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・競争発注比率のさらなる拡大(27年度の目標である30%はもちろん、中長期的に拡大するべく努力) ・設計や仕様の見直しといったこれまでの取組みを第三者評価の結果を踏まえ、さらに加速 	421	214	208
スマートメーターの価格低減	<ul style="list-style-type: none"> ・競争発注の活用(26年度下期以降調達分について一般競争入札を実施) ・設計や仕様の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・競争発注の継続活用(27年度以降調達分についても、継続して一般競争入札を実施) ・設計や仕様の見直し 	146	109	38
工事内容の見直し等	<ul style="list-style-type: none"> ・機器点検手法の変更 ・工法の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・機器点検手法の変更や工法の見直しといった、これまでの取組みを着実に実施 	42	37	5
特別監査	—	—	0	11	▲11
合計	—	—	610	370	240

(第23回 電気料金審査専門小委員会 資料5 (関西電力資料))

⑥諸経費等

項目	主な取組み内容		27年度効率化額(億円)		
	25~26年度	27年度	見通し [A]	目標額 [B]	差引 [A]-[B]
委託費	・委託内容の見直しや競争的発注方法の拡大等による調達価格の削減	・これまでの取組みに加え、管理間接部門の業務プロセス改革の確実な推進による継続的なコスト削減	153	123	29
諸費	・寄付金、団体費の削減等(支出のとりやめ、減額) ・出張旅費や通信運搬費の徹底した削減	・これまでの取組みの継続・拡大	41	40	2
普及開発 関係費	・節電・省エネ関連や電気の安全など公益的な情報発信等の削減 ・PR施設の一部休館、運営費用の削減 ・お客さま対応に係る活動内容の見直し、節電・省エネ関連の各種お客さま説明ツールの削減等	・節電・省エネ関連や電気の安全など公益的な情報発信等のさらなる削減（一般向け広報誌の休刊など）、お客さまへの節電・省エネ関連活動のさらなる精査、各種お客さま説明ツールのさらなる削減の徹底等	175	175	0
研究費	・研究内容厳選、研究成果の他電力会社との共有化による自社研究の減 ・研究計画の抜本的な見直し等	・これまでの取組みの継続・拡大	49	49	0
その他費用	・リユースの拡大等による事務用品等の消耗品費の削減 ・調達価格削減による廃棄物処理費等の削減等	・社員研修などの研修内容の抜本的な見直しによる養成費の削減等	144	102	41
合計	－	－	561	489	72

(第23回 電気料金審査専門小委員会 資料5 (関西電力資料))

<検討結果>

電源構成変分認可制度に基づく申請の審査に際しては、燃料費、購入・販売電力料等が直接の査定対象項目となるが、需要家に更なる負担を求めるに当たり、今般の料金改定の「前提計画」として位置付けられている経営効率化計画が、前回改定の査定方針及び認可時に求めた経営効率化を反映したものであるかどうか、その進捗状況・内容等を十分にチェックする必要がある。

これまでの電気料金審査専門小委員会、公聴会及び国民の声においても、他の論点にもまして、関西電力による徹底的な経営効率化の取組を求める意見が多数寄せられた。

前回の料金改定時の査定方針で求めた原価算定期間を通じた経営効率化については、概ね進捗していると評価できるものの、一部コスト削減等において未達となっている費目があり、原価を超える支出が見られた。当該支出は、原価上は織り込まれていないため、料金には反映されないものの、それに見合うべく他の費目で効率化の深掘りを行っているものと考えられる。他の費目での効率化の深掘りは通常であれば望ましく、効率化インセンティブを維持する観点から尊重されるべきである。しかしながら、財務基盤の毀損等を背景として再値上げを行う局面に当たっては、原価に織り込まれていない支出をしている限り、その分純資産が削られ要資金調達額が増えていく等の観点からは、効率化の深掘りによって生み出される原資は、需要家への還元や財務基盤強化に充てられるべきと考えられる。

関西電力からは、第20回小委員会において、「効率化の深掘りの成果は、大きく毀損した財務体質の回復のみならず、お客さまの電気料金のご負担の軽減をはかるべく、活用してまいりたい」との表明があり、第23回小委員会において、平成27年度における経営効率化の具体的な取組について説明があった。

さらに、関西電力からは平成27年5月12日に、当面の間、役員報酬を更に削減すること及び顧問報酬をゼロとすること等の表明があった。

関西電力は、経営効率化の取組を着実に実施するとともに、需要家負担の急激な増加を緩和する観点から、更なる効率化の徹底により、需要家に還元する方策を以下のとおり実施する。

<関西電力による激変緩和措置の概要>

更なる経営効率化の徹底により、350億円を原資として、値上げ実施日より9月30日の使用分までの4ヶ月間、値上げ後の電力量料金単価より一律0.91円／kWh(税込み)軽減する。

2. 燃料費

＜申請額：10,644 億円（H27）＞

【燃料費の概要】

燃料費は、石炭、LNG、重原油等の火力燃料費、核燃料費の合計額であり、供給計画等を基に算定した数量に、単価を乗じて算定されている。

電源構成変分認可制度に基づく申請であることから、燃料消費数量の変更に起因する変動額の反映を算定する。

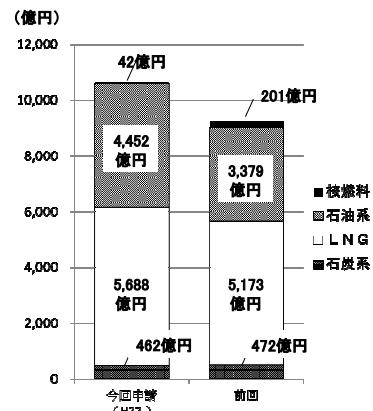
具体的には、高浜原子力発電所及び大飯原子力発電所の再稼働が前回認可時の想定よりも遅延していることに伴い、火力燃料費は、原価算定期間の残存期間である平成27年度で1兆602億円となり、前回認可時の想定に比べ+1,579億円となっている。核燃料費については、原子力発電の稼働減に伴い42億円となり、▲159億円となっている。

■燃料費等の算定内訳（関西電力・申請原価）

	今回申請：A [H27]			前回：B [H25-27平均]			差引：A-B		
	金額 (億円)	発受電 電力量 (億kWh)	単価 (円 /kWh)	金額 (億円)	発受電 電力量 (億kWh)	単価 (円 /kWh)	金額 (億円)	発受電 電力量 (億kWh)	単価 (円 /kWh)
水 力	—	143	—	—	133	—	—	+11	—
火 力	10,602	986	10.75	9,023	859	10.51	+1,579	+127	+0.24
石油系	4,452	302	14.72	3,379	227	14.90	+1,073	+76	▲0.18
LNG	5,688	566	10.05	5,173	511	10.12	+516	+55	▲0.07
石炭系	462	118	3.92	472	121	3.89	▲10	▲4	+0.03
原 子 力	42	56	0.75	201	296	0.68	▲159	▲239	+0.07
新 工 ネ	—	40	—	—	18	—	—	+22	—

※ 端数処理の関係で、合計が合わない場合がある。

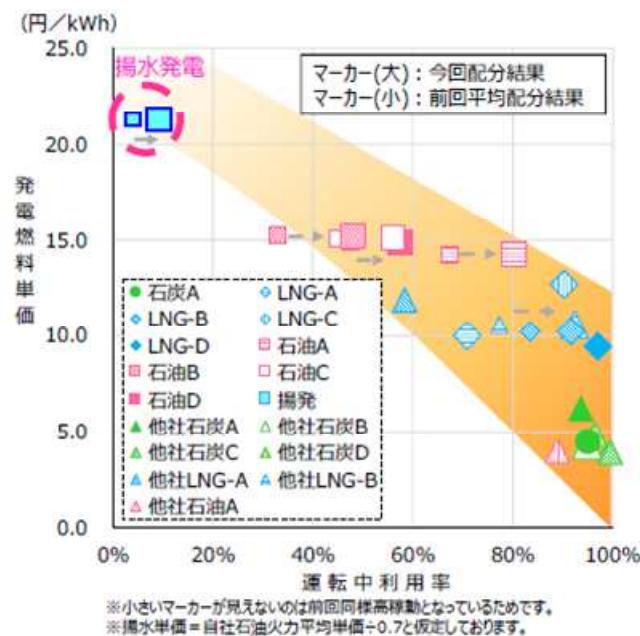
■燃料費の内訳（原価換算）



2-1. 供給力想定・メリットオーダーの確認

関西電力の電源別の供給電力量の配分について、自社電源のみならず他社電源も含め、最も安い電源から稼働させるという「メリットオーダー」となるよう配分されているか確認を行った。

■発電燃料単価と運転中利用率の関係（第21回 電気料金審査専門小委員会 資料4（関西電力資料））



(1) 揚水発電

関西電力は、供給力の想定に当たって、まず自社電源である揚水発電の最大限の活用を織り込んだ上で、なお不足する供給力について、他社からの購入を織り込んでおり、結果として、揚水発電の電力量が大幅に増加している。

しかしながら、メリットオーダーの徹底、ひいては需要家負担の最小化という観点からは、自社電源のみならず、他社調達も含め最も安価な電源から最大限活用すべきであり、関西電力においては、自社の揚水発電より安価な他社からの調達をまず最大限追求することを求めるこことする。

このため、少なくとも、揚水発電による発電電力量の増分（前回認可発電量（3ヶ年平均）からの増分）については、他社から購入すると考え、今回の申請に織り込んでいる揚水発電の増分に係る費用と、当該電力量を他社から購入した際の費用の差を、料金原価から減額する。

その際、当該電力量が織り込まれている時期に応じて単価は変動すると考えられること、織り込まれている時間帯は需給が逼迫する日中であると考えられることから、他社から購入する価格としては、各月の昼間の卸電力取引所取引の約定価格を参考することが適当である。また、相応の電力量の調達を求めることとなり、同水準の価格での調達は困難であると考えられることから、当該価格に一定水準の上乗せを行った価格とすることが適当である。

■揚水発電電力量（第20回 電気料金審査専門小委員会 資料7-1-3（関西電力資料））

		(単位：億kWh)		
		前回平均 ①	今回 ②	差引 ②-①
自流式	可能発電量	120	120	0
	計画停止	▲5	▲2	+3
	計画外停止	▲3	▲4	▲1
自流式計		112	114	+2
貯水池		12	12	0
小計		125	126	+1
揚水		8	17	+9
合計		133	143	+10

注) 四捨五入の関係で合計、差引が一致しない箇所がある

(2) 石炭火力発電

関西電力は、石炭火力について、前回認可時の想定に比べ、補修日数の増加を織り込んでおり、結果として、発電単価の低い石炭火力発電量が減少している。

原子力発電所の再稼働時期が前回認可時の想定よりも遅れ、供給力の確保が求められる中、石炭火力発電所の定期点検の繰延べについては、やむを得ないところも認められる。他方、どのタイミングで補修を行うかは事業者による経営判断の余地があり、定期点検の繰延べが結果的に今般の電気料金の値上げ要因となることに関して、その全てが無条件に事業者には帰責できないものであるとは認められない。

補修日数について、平成25年度、平成26年度の実績は、いずれも計画値を大きく下回る中、今回織り込んでいる平成27年度の計画値が過去の実績に比して突出して大きくなっていること、その結果として、平成25~27年度の3ヶ年平均で見れば当初想定を下回る補修日数となるにも関わらず、料金算定上、需要家に大きな追加負担を強いることとなってしまうこと等を踏まえれば、今回の供給力想定においても、少なくとも前回認可(3ヶ年平均)と同じ水準の石炭火力発電量を織り込むこととする。

このため、上記の考え方に基づき、自社火力の発電電力量及び燃料消費数量の再算定を行い、そのことによって生じる燃料費の変動額を料金原価から減額する。

なお、現に定期点検等を実施するに当たっては、安定供給・安全の確保に万全が尽くされることは当然のことであり、関西電力においては、それを大前提としつつ、作業工程の効率化など、もう一段の努力が求められる。

■火力発電電力量・補修日数（第20回 電気料金審査専門小委員会 資料7-3（関西電力資料））

		前回				今回 (H27) ②	差引 ②-①
		H25	H26	H27	3カ年平均 ①		
火力発電電力量		870	857	850	859	986	+127
石油		270	226	184	227	302	+76
LNG		485	515	532	511	566	+55
石炭		115	116	134	121	118	▲4

		前回				今回 (H27) ②	差引 ②-①
		H25	H26	H27	3カ年平均 ①		
石炭計		178	181	87	149	166	+17
LNG(コンバインド)計		574	330	468	458	375	▲83
LNG(従来型)計		256	294	213	254	255	+1
石油計		162	948	733	614	472	▲142

注) 姫路第二コンバインド欄は、設備更新工事の更なる前倒しにより稼働日数が前回と今回で異なるため、別計上

(3) 水力発電

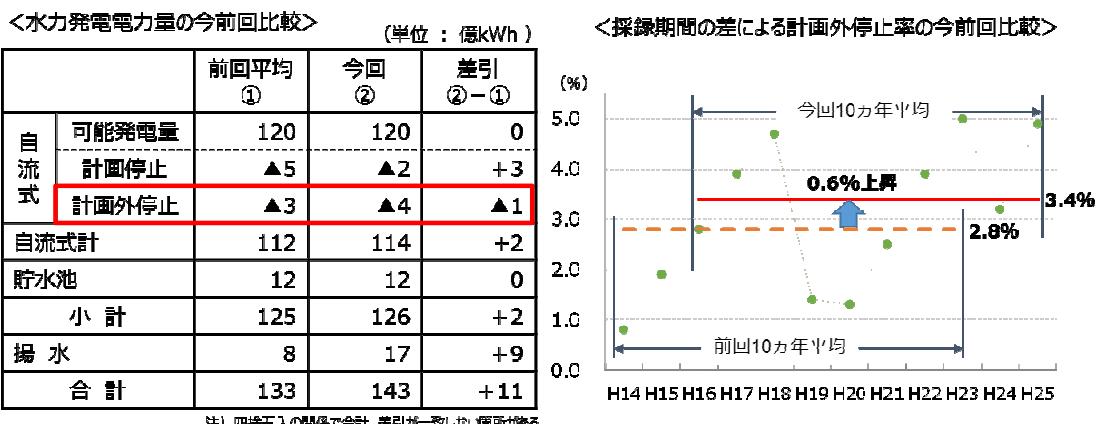
自流式の計画発電電力量は、可能発電電力量から計画停止電力量、計画外停止電力量による減少分を控除して算定される。

関西電力は、前回認可時の想定に比べ、前回計画以降の発電機トラブルや至近年のゲリラ豪雨の増加等による計画外停止の増加を織り込んでおり、その分発電電力量が減少している。

しかしながら、今般の値上げ認可申請の理由である「社会的経済的事情の変動」によるものとは位置付けられない（原発の再稼働の遅れとの直接の因果関係は認められない）ため、計画外停止の増加は認めない。

これに伴い、自社火力の発電電力量及び燃料消費数量の再算定を行い、そのことによって生じる燃料費の変動額を料金原価から減額する。

■水力発電電力量（第20回 電気料金審査専門小委員会 資料7-1-3（関西電力資料））



(4) 新エネルギー

関西電力は、新エネルギーについて、直近実績を踏まえて織り込んでおり、前回認可時の想定に比べ、太陽光発電やバイオマスについては電力量が増加しているものの、風力発電については申込事業者事由による計画の中止により、廃棄物発電については売電主体の入札の結果に伴う契約の切替えにより、それぞれ電力量が減少している。

しかしながら、今般の値上げ認可申請理由である「社会的経済的事情の変動」によるものとは位置付けられない（原発の再稼働の遅れとの直接の因果関係は認められない）ため、風力発電、廃棄物発電の電力量の減少は認めない。

これに伴い、自社火力の発電電力量及び燃料消費数量の再算定を行い、そのことによって生じる燃料費の変動額を料金原価から減額する。

■新エネルギーの受電電力量（第20回 電気料金審査専門小委員会 資料7-1-3（関西電力資料））

	(単位：億kWh)		
	前回 (H25-27平均) ①	今回 (H27) ②	差引 ②-①
太陽光	8	33	+25
風力	3	2	▲1
廃棄物発電	5	1	▲4
バイオマス	2	3	+1
合計	18	40	+22

注) 四捨五入の関係で合計、差引が一致しない箇所がある

2-2. 火力燃料費単価

各燃料の数量変動分の原価織込に係る費用は、以下のとおり、前回認可単価を基本とした単価に数量を乗じて算定した費用から算定している。

石油系において、重油については、平成24年7月～9月における元売と大口需要家の間のいわゆるチャンピオン交渉における決定価格等を基に算定している。原油については、平成24年7月～9月の調達分の価格を算定する際に用いた指標銘柄の市場価格等を基に算定している。

LNGについては、一部数量に天然ガス価格リンクを反映した前回認可消費単価を基に算定している。

石炭については、平成24年7月～9月における国別の全日本通関CIF価格等を基に算定している。

■原油織込価格(CIF)

	今回申請 (追加調達分)	前回(H27)
原油価格 (円/kl)	56,829	56,959

※各指標銘柄の数量割合の変動に伴い織込価格が変動

■国産重油の市場価格(チャンピオン価格)

	今回申請 (追加調達分)	前回(H27)
低硫黄重油(S分0.3%) (円/kl)	65,710	65,710
高硫黄重油(S分3%) (円/kl)	57,550	57,550

※CIF価格に加えて石油石炭税や諸経費を含む価格

■LNG織込消費単価

	今回申請	前回(H27)
織込消費単価 (円/t)	72,714	72,714

※CIF価格に加えて石油石炭税や諸経費を含む消費単価

■石炭織込価格(CIF)

	今回申請 (調達減少分)	前回
石炭価格 (円/t)	10,217	10,171

※国別の数量割合の変動に伴い織込価格が変動

昨今、原油価格が大幅に下落している点に留意し、まず、燃料費調整制度を通じて、事業者の効率化努力の及ばない市況及び為替レートの変動については、月々の電気料金に適切に反映されることとなることを確認した。(ただし、燃料価格の変動が燃料費調整制度を通じて電気料金に反映されるまでに3～5ヶ月程度を要するなど、タイムラグが生じることに留意する必要がある。)

その上で、今般の申請が短期間での再値上げ申請であり、需要家の負担を抑制する観点から、最大限の効率化が求められる中、前回認可単価を織り込んでいること等に鑑みれば、燃料調達価格について、市況・為替レートの変動幅に見合った自動補正を超えた、もう一段のコスト削減努力を求めるとしている。

具体的には、市況が大きく変化する中で、新たな効率化努力の可能性が生じていることも考慮しつつ、各種燃料の追加調達単価について、調達単価が最も低価格なもの価格(いわゆるトップランナー価格)を原価織込価格とする。

なお、トップランナー価格の選定に当たっては、各電力会社の調達努力を阻害しないよう、申請会社以外の一般電気事業者のものから行うことが適當である。その際、前提条件が明らかに異なる価格を選定することにより燃料費調整制度を通じた還元と重複することがないよう、留意することとする。

原価織込価格の算定に当たっては、正確性を確保する観点から、非公表を条件に、一

般電気事業者に対し、電気事業法第106条に基づく報告徴収を行った。その結果をもとに算定された費用を上回る部分について料金原価から減額する。

また、関西電力は、燃料上流事業への参画拡大や共同調達の拡大等を行うとしているが、原価算定期間内に留まらず、将来的な燃料費削減につながるような戦略的な取組を行い、最大限、経済性を追求することが求められる。

2-3. 核燃料費

関西電力から提出された前提計画においては、安全を確保しつつ地元の理解を前提として、原価算定期間において、高浜発電所3・4号機が平成27年11月から再稼働することを想定している。

前提計画に基づき、原価算定期間中に原子炉に装荷された核燃料の取得原価のうち、当期の燃焼相当分が、核燃料減損額として、法令等に基づき適切に計上されていることを確認した。

【申請概要】

◆原子力発電所の運転計画について

		前回改定		今回申請
高浜	3号機	平成25年7月		平成27年11月
	4号機	平成25年7月		平成27年11月
大飯	3号機	稼働中		稼働を見込みます
	4号機	稼働中		稼働を見込みます

(単位:億円、億kWh、円/kWh)

			今回申請(H27)			前回(H25~27)			差引				
			核燃料費	電力量	単価	核燃料費	電力量	単価	核燃料費	電力量	単価		
核燃料 減損額	高浜	3号機	18	26	0.70	51	61	0.83	▲ 33	▲ 35	0.13		
		4号機	21	30	0.70	41	59	0.69	▲ 20	▲ 29	0.01		
	大飯	3号機	0	0	—	54	88	0.62	▲ 54	▲ 88	—		
		4号機	0	0	—	51	88	0.59	▲ 51	▲ 88	—		
	小計		39	56	0.70	197	296	0.67	▲ 158	▲ 239	0.03		
核燃料減損修正損			3	—	—	3	—	—	0	—	—		
濃縮関連費			—	—	—	—	—	—	—	—	—		
合計			42	56	0.75	201	296	0.68	▲ 159	▲ 239	0.07		

(注)核燃料減損修正損とは、燃料取出時に設計総燃焼度に対して実績燃焼度の未達がある場合に、電気事業会計規則に基づき費用として計上するもの。

<査定結果>

- 揚水発電について、発電電力量の増分(前回認可発電量(3ヶ年平均)からの増分)については、他社から購入すると考え、今回の申請に織り込んでいる揚水発電の増分に係る費用

と、当該電力量を他社から購入した際の費用の差を、料金原価から減額する。その際、当該電力量が織り込まれている時期に応じて単価は変動すると考えられること、織り込まれている時間帯は需給が逼迫する日中であると考えられることから、他社から購入する価格としては、各月の昼間の卸電力取引所取引の約定価格を参照することが適当である。また、相応の電力量の調達を求めることとなり、同水準の価格での調達は困難であると考えられることから、当該価格に一定水準の上乗せを行った価格とすることが適当である。

…29. 49億円

2. 石炭火力発電について、補修日数は、平成25年度、平成26年度の実績は、いずれも計画値を大きく下回る中、今回織り込んでいる平成27年度の計画値が過去の実績に比して突出して大きくなっていること、その結果として、平成25～27年度の3ヶ年平均で見れば当初想定を下回る補修日数となるにも関わらず、料金算定上、需要家に大きな追加負担を強いることとなってしまうこと等を踏まえれば、今回の供給力想定においても、少なくとも前回認可(3ヶ年平均)と同じ水準の石炭火力発電量を織り込むこととする。このため、上記の考え方に基づき、自社火力の発電電力量及び燃料消費数量の再算定を行い、そのことによって生じる燃料費の変動額を料金原価から減額する。

…39. 25億円

3. 水力発電について、前回認可時の想定に比べ、前回計画以降の発電機トラブルや至近年のゲリラ豪雨の増加等による計画外停止の増加を織り込んでおり、その分発電電力量が減少している。しかしながら、今般の値上げ認可申請の理由である「社会的経済的事情の変動」によるものとは位置付けられない(原発の再稼働の遅れとの直接の因果関係は認められない)ため、計画外停止の増加は認めない。これに伴い、自社火力の発電電力量及び燃料消費数量の再算定を行い、そのことによって生じる燃料費の変動額を料金原価から減額する。

…10. 42億円

4. 新エネルギーについて、直近実績を踏まえて織り込んでおり、前回認可時の想定に比べ、太陽光発電やバイオマスについては電力量が増加しているものの、風力発電については申込事業者事由による計画の中止により、廃棄物発電については売電主体の入札の結果に伴う契約の切替えにより、それぞれ電力量が減少している。しかしながら、今般の値上げ認可申請理由である「社会的経済的事情の変動」によるものとは位置付けられない(原発の再稼働の遅れとの直接の因果関係は認められない)ため、風力発電、廃棄物発電の電力量の減少は認めない。これに伴い、自社火力の発電電力量及び燃料消費数量の再算定を行い、そのことによって生じる燃料費の変動額を料金原価から減額する。

…28. 75億円

(うち、風力発電要因分5. 38億円、廃棄物発電要因分23. 37億円)

5. 各種燃料の追加調達単価について、平成27年4月に全一般電気事業者に対して行った電気事業法第106条に基づく報告徴収の結果を踏まえ、申請会社以外の一般電気事業者において調達単価が最も低価格なものとの価格を原価織込価格とする。その結果をもとに算定された

費用を上回る部分について料金原価から減額する。

…58. 86億円

計 166. 78億円料金原価から減額する

3. 購入・販売電力料

＜申請額：5,046 億円(H27)＞

【購入・販売電力料の概要】

購入電力料は、他の一般電気事業者から購入する電気に係る費用である地帯間購入電源費・送電費、卸電気事業者(電源開発株式会社や日本原子力発電株式会社(以下「日本原電」という。))、公営電気事業者、IPP等から購入する電気に係る費用である他社購入電源費・送電費に分類される。

販売電力料は、他の一般電気事業者に販売する電気に係る収益である地帯間販売電源料・送電料、新電力(常時バックアップ)等に販売する電気に係る収益である他社販売電源料・送電料に分類される。

【申請概要】

	今回申請(H27)			前回(H25～H27)			差引			備考
	電力量	料金計	単価	電力量	料金計	単価	電力量	料金計	単価	
	水力	1,781	13,017	7.31	1,796	13,122	7.30	▲15	▲106	0.01
購入電力料	火力	38,454	438,451	11.40	27,183	248,711	9.15	11,271	189,740	2.25
	(再掲)入札案件	10,868	100,999	9.29	11,578	107,291	9.27	▲710	▲6,292	0.02
	原子力	-	44,318	-	-	43,521	-	-	797	-
	新エネ	3,994	41,610	10.42	1,821	16,689	9.16	2,173	24,922	1.26
	合計	44,229	537,396	12.15	30,800	322,043	10.46	13,429	215,533	1.69
販売電力料	水力	17	326	19.53	12	183	15.96	5	143	3.57
	火力	81	1,588	19.53	55	891	15.95	26	697	3.58
	原子力	34	664	19.53	24	373	15.96	10	291	3.57
	新エネ	0	0	19.10	0	0	15.29	0	0	3.81
	常時バックアップ	2,231	30,231	13.55	990	11,137	11.25	1,241	19,093	2.30
	合計	2,363	32,808	13.88	1,081	12,584	11.65	1,282	20,224	2.23

(注)購入電力料は電源費、販売電力料は電源料のみを計上(送電費・送電料は含まない)。

3-1. メリットオーダー及び価格低減努力の確認

自社電源も含めて経済性(メリットオーダー)を前提に、他社から購入する電力量が算定されているかについて以下のとおり確認した。

- ・他社水力については、過去の実績を踏まえた標準的な供給電力量から、補修計画等による減少分を控除し、受電電力量を算出して織り込まれている。
- ・他社火力(IPPを含む)については、現行契約・実績等に基づき、経済性や補修計画等を考慮のうえ受電電力量を算出して織り込まれている。
- ・他社原子力については、前回同様、受電電力量は織り込んでいない。
- ・卸電力取引所取引については、これまでの電気料金審査専門小委員会での査定方針を踏まえ、売りと買いそれぞれについて約定量、約定額を想定して織り込まれている。

一方で、他社購入電力の一部において、他の銘柄よりも相対的に安価であり、近年の実績電力量が恒常に計画電力量を上回っているものを確認した。今回の申請においては、最新の補修工程や試運転計画に基づき計画電力量を算定しているが、安価な電源を

最大限活用するという観点から、至近の実績を踏まえて計画電力量を再算定して足らざる部分について料金原価から減額する。

3-2. 卸電力取引所取引

今回の申請においては、直近の査定方針(北海道電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針(平成26年10月))を踏まえて、平成25年10月から平成26年9月までの約定価格とマッチングさせた場合の売り・買いに係る約定量及び約定額を想定している。しかしながら、卸電力取引所取引については、燃料費調整制度の対象となっていないため、その後の燃料価格の変動が自動的に電気料金に反映されないことを確認した。

このため、以下の考え方に基づいて、昨年後半以降の原油価格の大幅な下落という構造的な変化を的確に料金原価に反映することが適当である。

- ・石油ユニットの限界費用は、原油価格と同程度に下がると考える。
- ・一方、約定価格は、原油価格の変動のほか、原子力発電所や水力発電所の稼働状況、天候の予想などの影響を受けると考えられ、原油価格の下落がそのまま反映されるとは言い切れないため、原油価格と同程度ではなく、直近の卸電力取引所取引における約定価格(24時間平均)の実績と同程度に下がると考える。

具体的には、卸電力取引所取引における約定価格の直近の実績に基づき、申請に織り込まれている約定価格からの下落率を算定した上で、これに買い約定額、売り約定額を乗じた金額を、申請に織り込まれている約定額から変動額として、それぞれ料金原価に反映する。

その際、下落率の算定に用いる「直近」の実績の期間については、燃料費の変動が燃料費調整制度を通じて電気料金に反映されるまでのタイムラグを勘案し、「3ヶ月」とすることも考えられるが、原油価格の下落という構造的な変化が明確に現れ始めた時期が昨年の秋頃であることから、「6ヶ月」とすることとする。また、買い・売りそれぞれの約定量については、申請に織り込まれている数量から変動しないものとする。

(参考)直近の査定方針における前提条件

電気の安定供給に必要な「需要予測の8%」の予備力を確保した上で、「原価算定期間における各月毎の代表日のメリットオーダーに基づいた需給バランスを作成し、稼働中及びバランス停止中^(注)のユニット毎の限界費用を売りと買いそれぞれについて算定した上で、過去実績の約定価格(365日×48コマ)とコマ毎にマッチングさせた場合の売り・買入札に係る約定量及び約定額を想定する。また、取引量増加に伴う市場の厚みを考慮した上で、需給バランスとマッチングさせる過去実績の約定価格を約定見込み量に応じて補正するとともに、過去実績の約定価格が大きく上昇又は下落(コマ毎の平均から2σ(シグマ)程度)している場合にも補正を行う。さらに、スポット市場のみならず、先渡し市場の

更なる活用も考慮してバランス停止ユニットも試算の対象に含める。

(注)バランス停止ユニットとは、各代表日において必要な供給予備力を確保した上で、緊急時以外の稼働を予定していない発電設備

3-3. 他社短期調達(供給力対策)

火力燃料費と同様に、燃料費調整制度を通じて、事業者の効率化努力の及ばない市況及び為替レートの変動については、月々の電気料金に適切に反映されることとなることを確認した。(ただし、燃料価格の変動が燃料費調整制度を通じて電気料金に反映されるまでに3~5ヶ月程度を要するなど、タイムラグが生じることに留意する必要がある。)

その上で、今般の申請が短期間での再値上げ申請であり、需要家の負担を抑制する観点から、最大限の効率化が求められる中、前回認可単価を織り込んでいること等に鑑みれば、市況・為替レートの変動幅に見合った自動補正を超えた、もう一段のコスト削減努力を求ることとする。

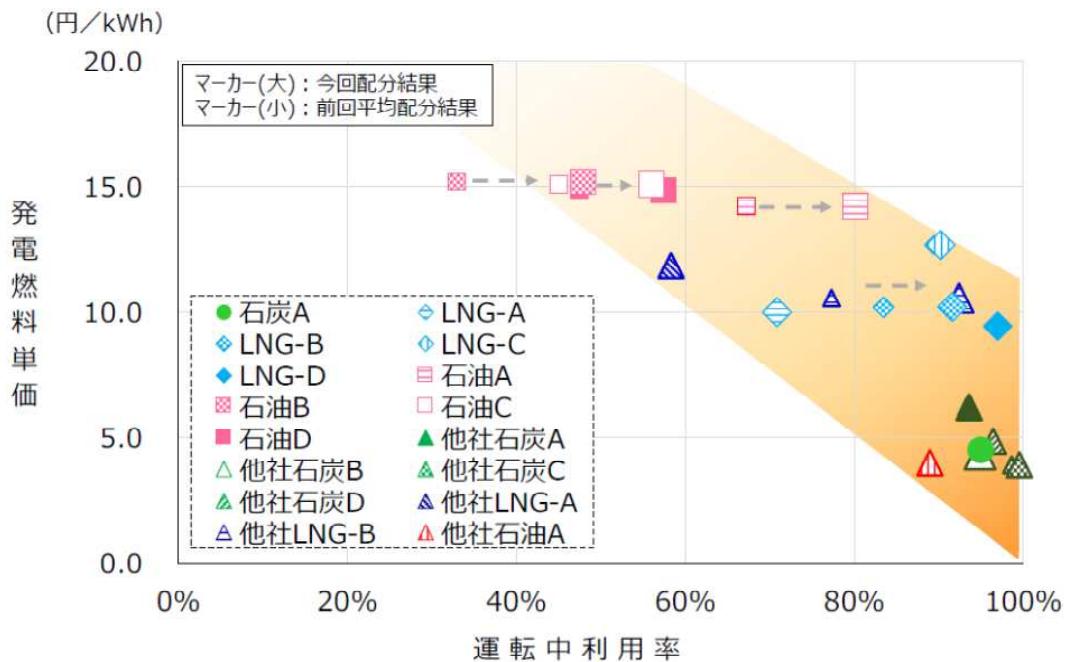
このため、他社短期調達の電力量の増加分については、前回認可時の単価に、更なる効率化努力(連系線制約を考慮した上で、他の電力会社の調達実績を踏まえた価格での調達努力)を求め、これを料金原価から減額する。

他の電力会社の調達実績については、正確性を確保する観点から、非公表を条件に、一般電気事業者に対し、電気事業法第106条に基づく報告徴収を行った。

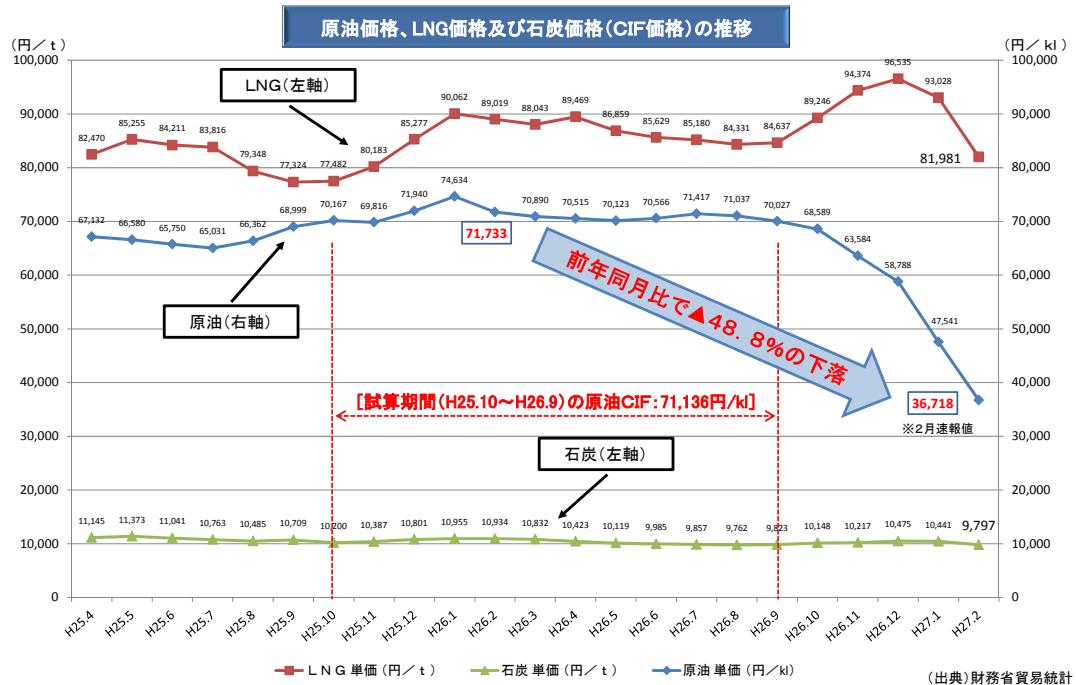
3-4. その他

常時バックアップ料金の見直しについては、電力システム改革専門委員会(平成25年7月1日から「電力システム改革専門小委員会」に名称変更)における方向性を踏まえ、基本料金を引き上げ、従量料金を引き下げる形で算定し、量の拡大についても、至近実績を基に料金原価に織り込んでいることを確認した。

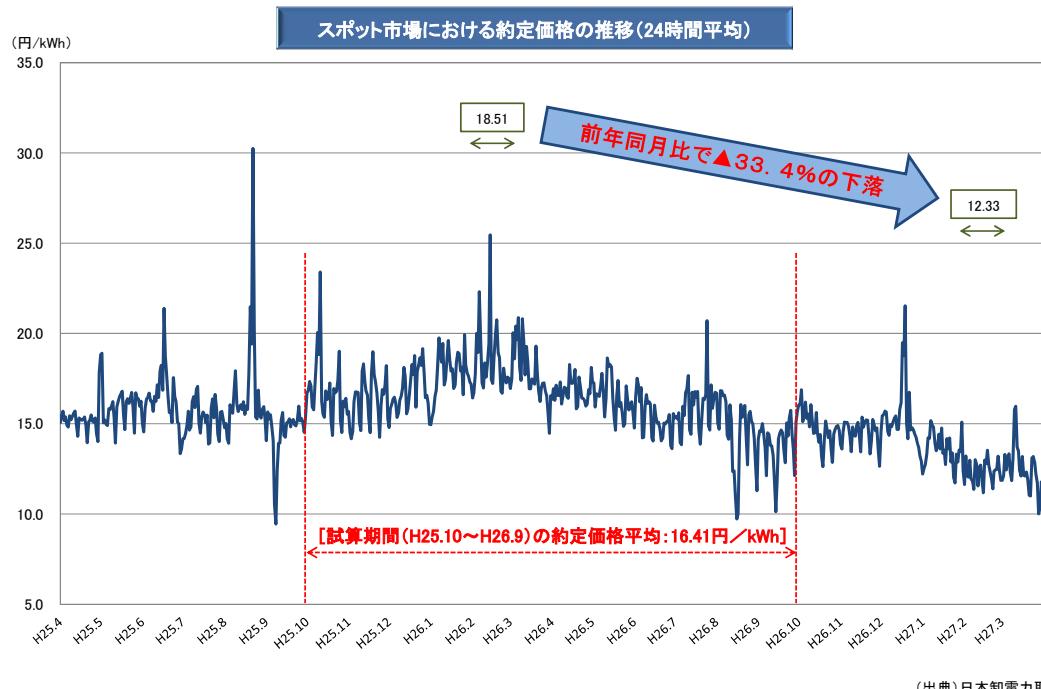
■メリットオーダー（第21回 電気料金審査専門小委員会 資料6-2（関西電力資料））



■原油CIFと約定価格の下落率



■原油CIFと約定価格の下落率



<査定結果>

- 他社購入電力の一部において、至近の実績を踏まえて計画電力量を再算定して足らざる部分について料金原価から減額する。
…25.02億円
- 卸電力取引所取引において、卸電力取引所取引における約定価格の直近の実績に基づき、申請に織り込まれている約定価格からの下落率を算定した上で、これに買い約定額、売り約定額を乗じた金額を、申請に織り込まれている約定額から変動額として、それぞれ料金原価に反映する。
その際、下落率の算定に用いる「直近」の実績の期間については、燃料費の変動が燃料費調整制度を通じて電気料金に反映されるまでのタイムラグを勘案し、「3ヶ月」とすることも考えられるが、原油価格の下落という構造的な変化が明確に現れ始めた時期が昨年の秋頃であることから、「6ヶ月」とすることとする。
- また、他社短期調達(供給力対策)において、他社短期調達の電力量の増加分については、前回認可時の単価に、更なる効率化努力(連系線制約を考慮した上で、他の電力会社の調達実績を踏まえた価格での調達努力)を求め、これを料金原価から減額する。

…269.84億円

3. 燃料費等が減額されたことに伴い、これらを基に算定している料金原価への変動を反映する。

…17. 95億円

計 312. 80億円料金原価から減額する

4. 公租公課(事業税)

＜申請額:327億円(H27)＞

【公租公課の概要】

公租公課(事業税)は、各税法(地方税法)に基づき、今回改定による収入の増分に税率を乗じて算定。

課税対象である収入金額の増加により、前回改定からの増分として17億円を計上。

【申請概要】

(単位:億円)				
	今回申請 (H27)	前回 (H25~27平均)	差引	備 考
収入	16,057	12,632	3,425	課税対象収入(今回改定対象費目原価)の増
控除項目	5,194	3,079	2,116	他社購入電力料の増
課税対象	10,863	9,554	1,309	

↓ 税率 1.3015%反映

増分事業税 17

(1) 事業税

算定規則及び地方税法に基づき算定されていることを確認した。

＜査定結果＞

1. 電気事業者に課される事業税は、売上に対して課される収入金課税方式のため、原価の減少に伴い事業税を減額する。

…2. 30億円

計 2. 30億円 料金原価から減額する

5. 使用済燃料再処理等発電費、特定放射性廃棄物処分費

＜申請額：39億円（H27）＞

【使用済燃料再処理等発電費の概要】

使用済燃料再処理等発電費は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」（以下「再処理等積立金法」という。）に基づき、原子力発電所から発生する使用済燃料の再処理等の費用に充てるため積立てが義務づけられている費用のほか、使用済燃料の輸送費等の当期費用を計上している。

（参考）積立金の算定等

使用済燃料再処理等積立金は、再処理等積立金法に基づき、電気事業者が使用済燃料の発生等に応じて積み立てるものであり、再処理等に要する費用として、再処理事業者である日本原燃に支払うこととなっている。なお、積立金の額は、事業者からの届出を基礎とし、経済産業省で算定している。将来発電分に係る積立金の額は、再処理等の実施主体である日本原燃の事業実施計画等を踏まえ、積立単価に、当該年度積立対象となる使用済燃料の発生数量（六ヶ所再処理工場分）を乗じ、これに利息相当分を加えて、毎年度の金額を算出している。過去発電分に係る積立金の額は、平成17年度から15年間で積立て。

【申請概要】

	今回申請 (H27)	前回 (H25～27平均)	差引	(単位：億円)
制度措置分（日本原燃分） 積立金（将来分）	23	115	▲ 92	原子力利用率低下に伴う引当減
その他（輸送費）	14	14	1	
発電所構内の輸送	1	1	0	
六ヶ所再処理工場への輸送	11	11	0	
海外再処理工場への輸送	2	1	0	
保険料・補償料	0	0	-	
合 計	37	128	▲ 92	

（注）制度措置分とは、使用済燃料に係る再処理等の計画があるものをいう。

【特定放射性廃棄物処分費の概要】

特定放射性廃棄物処分費は、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」（以下「最終処分法」という。）に基づき、原子力発電所から発生する使用済燃料の再処理等を行った後に生ずる特定放射性廃棄物の最終処分に必要な費用を拠出することが義務づ

けられている費用である。

(参考)拠出金の算定方法

拠出金の額は、最終処分法に基づき、高レベル放射性廃棄物の単位数量当たりの最終処分業務に必要な金額(拠出金単価)に、使用済燃料の再処理を行った後に生ずる廃棄物の量及び過去分の量(1/15)を乗じて得た金額とされている。

【申請概要】

(単位:億円)

	今回申請 (H27)	前回 (H25~27平均)	差引	備 考
拠出金(将来分)	2	35	▲ 33	拠出金対象本数減に伴う拠出金減
(発電電力量:暦年GWh)	1,766	29,043	▲ 27,277	原子力利用率低下に伴う発電電力量減
(拠出金対象本数:本)	6.2	99.6	▲ 93.4	発電電力量減に伴う拠出金対象本数減
(拠出金単価:千円/本)	35,270	35,270		
拠出金(過去分)	—	25	▲ 25	H25拠出終了による減
(拠出金対象本数:本)	—	69.7	▲ 69.7	
(拠出金単価:千円/本)	35,270	35,270		
合 計	2	60	▲ 58	

(1) 使用済燃料再処理等発電費

再処理等積立金法及び前提計画に基づいて算定されていることを確認した。また、その他(輸送費)については、契約等に基づいて算定されていることを確認した。

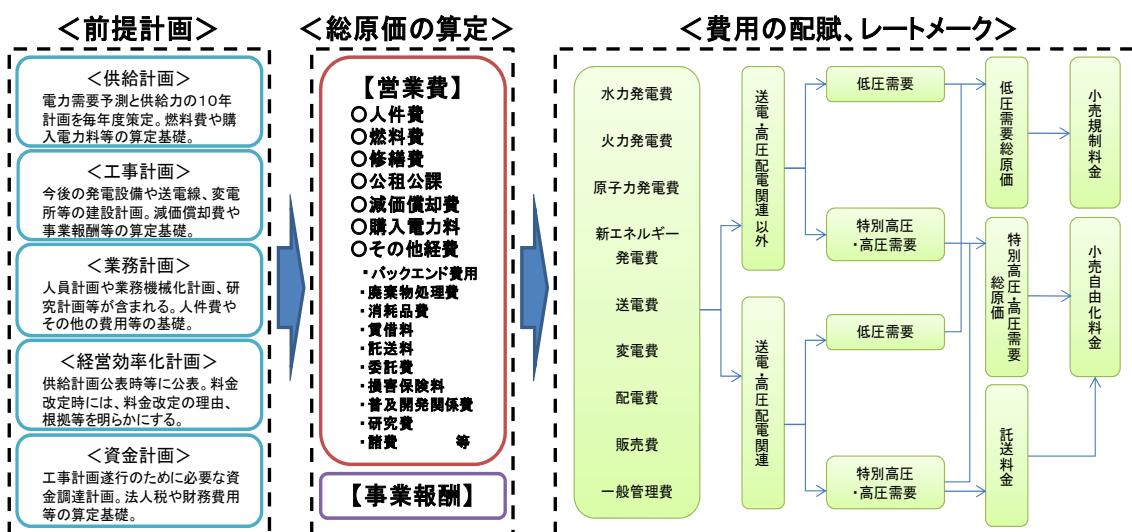
(2) 特定放射性廃棄物処分費

最終処分法及び前提計画に基づいて算定されていることを確認した。

6. 費用の配賦・レートメーク

【費用の配賦・レートメークの概要】

まず、「前提計画」(需給や効率化計画等)をチェックした上で、社会的経済的事情の変動による電源構成の変動があった場合、算定規則に基づき、燃料費、バックエンド関係費用、購入・販売電力料、事業税の変動額から算定される特別変動額を、低圧需要と特別高圧・高圧需要の費用に配分し、原価算定期間の残存期間における低圧需要の変動原価(当初認可時の3年平均原価を上回る部分)と変動収入が一致するように小売規制料金を設定(レートメーク)する。



(1) 費用の配賦について

費用の配賦においては、算定規則に基づき適切に計算が行われていることを確認した。

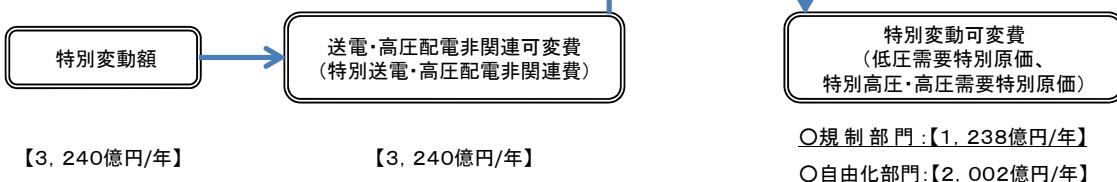
※特別変動額を送電・高圧配電非関連可変費として配分し、当該可変費を特別高圧・高圧需要及び低圧需要ごとに、現行供給約款認可時の発受電量における割合により配分し、特別変動可変費に整理。

なお、今回改定以降の収益構造の変化については、事後評価において部門別収支が毎年公表され、原価算定期間終了後には原価と実績の部門別評価を実施することとなっているが、経済産業省は、料金変更認可申請命令の発動基準に基づき、収益構造のゆがみが著しく、また、構造的なものと認められる場合には、事業者に料金改定を促すとともに、事業者がこれに応じない場合には、電気事業法第23条に基づく料金変更認可申請命令の発動を検討すべきである。

■ 規制部門と自由化部門の原価配分比較(固定費、可変費、需要家費) ※申請ベース

【現行供給約款認可時の発受電量割合】

	発受電量[GWh/年]	割合[%]
低圧需要 (規制部門)	58, 408	38. 2166
特別高圧・高圧需要 (自由化部門)	94, 426	61. 7834
合計	152, 834	—



(2) 料金の設定について

今回の申請においては、料金改定の要因が可変費のみであることから、電力量料金を一律に値上げするとされていることは妥当である。

(3) 3段階料金について

今回の申請においては、電力量料金を一律して上乗せするとされているが、これは3段階料金の趣旨を損なうものであるとまでは言えない。

ただし、電気の低利用者の負担抑制に配慮すべきである。

(単位:円/kWh)

改定年月日	S49	S51	S55	S63	H1	H8	H10	H12	H14	H17	H18	H20	H25	現行	今回申請
第1段階	13.60	15.70	21.19	19.40	19.17	18.65	18.48	18.05	17.77	18.17	18.13	19.05	20.27	20.84	23.32
第2段階	16.40	19.90	28.19	25.70	25.39	24.70	24.48	23.91	23.20	23.38	23.32	24.21	26.51	27.27	29.75
第3段階	17.80	22.40	33.09	28.85	27.91	27.03	26.79	26.16	24.92	24.89	24.65	25.55	30.23	31.09	33.57
率(1段/2段)	0.83	0.79	0.75	0.75	0.76	0.76	0.75	0.75	0.77	0.78	0.78	0.79	0.76	0.76	0.78
率(3段/2段)	1.09	1.13	1.17	1.12	1.10	1.09	1.09	1.09	1.07	1.06	1.06	1.06	1.14	1.14	1.13
差(2段-1段)	2.80	4.20	7.00	6.30	6.22	6.05	6.00	5.86	5.43	5.21	5.19	5.16	6.24	6.43	6.43
差(3段-2段)	1.40	2.50	4.90	3.15	2.52	2.33	2.31	2.25	1.72	1.51	1.33	1.34	3.72	3.82	3.82
差(3段-1段)	4.20	6.70	11.90	9.45	8.74	8.38	8.31	8.11	7.15	6.72	6.52	6.50	9.96	10.25	10.25

※ S49～H14の単価は税抜き単価、H17～H25の単価には消費税等相当額(税率5%)を含み、現行及び今回申請の単価には消費税等相当額(税率8%)含む。
※ 燃料費調整額を含まない。

(4) 選択約款等について

今回の申請においては、選択約款の値上げ幅を供給約款の値上げ幅と同一に設定することを前提としており、供給約款料金を不当に割高に設定しているとは言えないため妥当である。

(5) 需要家への対応について

電気料金値上げに至った経緯、申請内容、値上げの影響額等の説明はもちろんのこと、徹底的な経営効率化への取組等について需要家の理解が得られるよう、丁寧な説明及び対応に万全を期していくことが必要である。

また、値上げの影響緩和の対策として、需要家が電気の効率的な使用により、電気料金の削減を図ることができるよう、季時別電灯PSなど活用できるメニューの周知、説明への取組を充実させていくべきである。

<査定結果>

1. 電気の低利用者の負担抑制に配慮する観点などから、2段階と3段階の格差率について、申請は1:1.13となっているところ1:1.14とすることとする。

7. 値下げの条件

(1) 基本的な考え方

「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書」(平成 24 年 3 月)に記載されているとおり、料金改定実施後、その改定の原因となった事象が解消された場合には、再度料金改定を行う必要がある。

今回の関西電力の値上げ申請は、高浜原子力発電所及び大飯原子力発電所の再稼働時期の遅れを理由とするものであることから、高浜原子力発電所及び大飯原子力発電所が再稼働した場合には、値上げの原因となった事象が解消され、値下げを行う必要が生ずることとなる。値上げ認可時に、電気事業法第 100 条に基づき、原因となった事象が解消された場合には速やかに料金値下げを実施するよう、条件を付す。

値下げの具体的な内容については、以下のとおり考えるべきである。

(参考)申請の前提

今回の関西電力の申請においては、高浜原子力発電所 3 号機が平成 27 年 11 月 30 日に、4 号機が平成 27 年 11 月 9 日にそれぞれ再稼働することを前提として、前回認可時よりも増加する燃料費等の追加費用が計上され、値上げ率が算定されている(大飯原子力発電所が原価算定期間内に再稼働することは想定されていない。)。

(2) 再稼働時期(※)と値下げ実施時期との関係

① 原価算定期間内に想定よりも早く再稼働する場合の扱い

想定よりも高浜原子力発電所各号機の再稼働が早まった場合には、それにより削減される燃料費等のコスト分を需要家に還元するため、原価算定期間内に速やかに値下げを行うべきである。仮に 1 基のみが想定より早く再稼働し、残りの 1 基が想定よりも遅れて再稼働することが確定的であっても、燃料費等の追加費用が、今回の認可時における追加費用の想定を下回ることが明らかな場合には、原価算定期間内に値下げを行うべきである。

原価算定期間内に値下げを行う場合、速やかに値下げを行う必要性、値下げ率の計算や事務手続等を鑑み、原則として、再稼働の翌々月までを値下げの実施時期とすべきである。

また、原価算定期間内に値下げを行った場合であっても、原価算定期間終了後は、新たな原価算定期間の下で原価を再算定することにより、再稼働による燃料費等の費用削減効果を最大限に織り込むことが可能となることから、原価算定期間終了後直ちに改めて値下げを行うべきである。

② 原価算定期間内に想定よりも遅れて再稼働する場合の扱い

原価算定期間内に想定よりも遅れて高浜原子力発電所が再稼働した場合、原価算定期間に値下げを行うことは求められないことが原則であるが、原価算定期間終了後に再稼働を前提として料金を算定することが可能であることから、原則として、原価算定期間終了後に直ちに値下げを行るべきである。

③原価算定期間終了後に再稼働する場合の扱い

原価算定期間終了後に再稼働する場合は、原則として、1基再稼働することごとに値下げを行うべきである。

この場合、原価算定期間に値下げする場合と同様に、再稼働の翌々月までを値下げの実施時期とすべきである。

④大飯原子力発電所が再稼働する場合の扱い

今回の申請においては、原価算定期間に大飯原子力発電所が再稼働することは想定されていないが、大飯原子力発電所が再稼働した場合には、上記①から③までの高浜原子力発電所が再稼働した場合の考え方と同様の考え方に基づき、値下げを行るべきである。

(※)原則として営業運転開始時

(3) 値下げ率

再稼働の時期や原価算定期間との関係等によって値下げ率が異なることが想定され、事前に一意的に決めることが困難である。

したがって、具体的な値下げ率そのものについて条件とはせず、後述する電気料金審査専門小委員会でのフォローアップを通じ、適正な値下げが実施されることを確認する。

なお、中長期的に考えれば、関西電力においては、少なくとも一昨年(平成 25 年)改定以前の水準まで、着実に電気料金を下げていくことを目指すべきである。

(4) 電気料金審査専門小委員会によるフォローアップ

値下げの実施時期や値下げ率等の適正性を確認・検証するとともに、広く情報を公開する観点から、値下げの時期を問わず(原価算定期間内外問わず)、電気料金審査専門小委員会によるフォローアップが必要である。

8. 美浜発電所1・2号機、日本原電敦賀発電所1号機の廃炉

3月17日に美浜発電所1・2号機、日本原電敦賀発電所1号機の廃炉の意思決定がなされたことを踏まえ、美浜発電所1・2号機の廃炉に伴い、修繕費や諸経費等の減少が見込まれ、また、日本原電敦賀発電所1号機の廃炉に伴い、購入電力料の減少が見込まれることを確認した。

関西電力からは、第25回小委員会において、これらの費用の減少分について、その全額を電気料金負担の軽減に活用するとの説明があった。

関西電力は、美浜発電所1・2号機、日本原電敦賀発電所1号機の廃炉に伴う費用の削減分を需要家に還元する方策を以下のとおり実施する。

なお、次回の料金改定に際しては、廃炉に伴う費用の減少分が原価に織り込まれていないことを厳格に確認する。

<廃炉に伴う費用の減少に係る軽減措置の概要>

関西電力は、美浜発電所1・2号機、日本原電敦賀発電所1号機の廃炉に伴う費用の減少額(96億円程度)について、新たな料金に反映する。

9. 情報提供等

(1)認可が行われた場合には、消費者をはじめとする関係する方々全てに対し、丁寧な周知・説明を求める。

(2)電気料金の値上げの実施時期については、6月1日とする。

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
電気料金審査専門小委員会
委員等名簿

(敬称略)

(委員)

秋池 玲子	ボストン コンサルティング グループ シニア・パートナー&マネージング・ ディレクター
委員長 安念 潤司	中央大学法科大学院 教授
梶川 融	太陽有限責任監査法人 代表社員 会長
辰巳 菊子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー ・コンサルタント・相談員協会 常任顧問
永田 高士	公認会計士
松村 敏弘	東京大学社会科学研究所 教授
南 賢一	西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
委員長代理 山内 弘隆	一橋大学大学院商学研究科 教授

(オブザーバー)

河野 康子	全国消費者団体連絡会 事務局長
飯田 秀男	全大阪消費者団体連絡会 事務局長
青山 直樹	日本商工会議所 産業政策第二部 担当部長 (第23回小委員会まで)
市川 晶久	日本商工会議所 産業政策第二部 副部長 (第24回小委員会以降)
岡田 恵子	消費者庁消費者調査課長

公聴会における意見の概要

1. 日時：平成27年3月3日（火）9：00～18：10
2. 場所：大阪合同庁舎1号館第1別館 大会議室
3. 意見陳述人の主な意見

意見陳述1番：大谷 恒夫 氏

（意見の概要）

- はぴeみる電では省エネランキングと掲げながら、省エネ法で定める一次エネルギーの使用量ではなく、光熱費合計で評価している。これは、オール電化で電力を多量に、または、浪費しても夜間電力割引制度で電気料金が安くなると誘導するものであり、会社はオール電化営業を中止したと言いながら、実質的には未だにオール電化を推進していると言わざるを得ない。省エネ性を光熱費で評価するのは誤りであり、不適切。不当表示防止法に抵触するのではないか。
- 現在、会社はオール電化の宣伝は中止し、お問い合わせのあったお客様にその都度説明しているとの事であるが、どこまで公正で適切な説明をしているのか疑問である。宣伝内容を公表し、誰でも確認出来るようにするべきである。
- エコキュートは、電力業界や電化機器業界が省エネ、省CO₂の優等生のように宣伝していたが、最近のメーカーパンフレットにはこの評価は掲載されていない。確実に省エネ、省CO₂になる保証がないからではないか。
- 関西電力は原発事故で苦しむこともないのに赤字で、東京電力は黒字である。値上げの結果、料金が高い方から数えて10電力中2番目になる。
- 省エネ性が保証出来ない電気温水器やエコキュートが火力燃料費の増加を招き、少なからず料金を押上げているのではないか。直ちに、これらに対する夜間電力割引制度の適用を中止し、逆に、料金割増制度を導入するべき。更に、過去に設置し今も稼働している電気温水器等の撤去、取替を会社の責任で行い、その目標と成果予想を申請に盛り込むとともに、これらによる増加燃料費は値上げの原資から除外するべきである。そして、原価を全て見直し、他社との違いも明確に説明するため、申請を取り下げるべき。
- 経産省、料金審査小委員会の委員においては、公聴会での陳述内容が料金審査小委員会でどのように解釈され、どのように処理をされたのか、消費者庁のチェックポイントのような形で公表していただきたい。
- 関西電力の、光熱費での省エネ評価やエネルギーのシフトについて国の定義や解説に反してまでの宣伝、結果として火力燃料費の増加を招く行為は社会的に許されて良い

のか。

意見陳述2番：丸尾 牧 氏

(意見の概要)

- 値上げに反対。原発の再稼働も反対。CO₂排出量の多い石炭火力発電所へのシフトも好ましくない。低所得者に配慮した省エネ誘導の観点からも不十分であり反対。また、送電線工事をめぐる談合に関西電力職員が関わっていたという問題に対する補填、責任の取り方も不十分であり、値上げできる環境にはないと考える。
- 原発が停止したことで燃料代が上がったと言うが、為替分と燃料使用料でそれぞれいくら上がるのか説明をいただきたい。
- 送電線工事に関する談合で関西電力に損害額が発生している。本来は損害賠償請求がなされるべきだが、そのような報道は聞いていない。どれくらい損害が発生していると見込んでいるのか。また関係企業に損害賠償請求したのか。損害賠償請求して損失補填すべき。役員報酬も本来なら全額カットしてもおかしくない。きちんと責任をとっていただきたい。
- グループ企業の役員報酬や給与についても関電の責任において対応してほしい。少なくとも関連企業の役員報酬も関電役員と同じように下げるべきであり、職員の給与カットも進めるべき。
- 職員給与は、少なくとも前回値上げで経産省が示した従業員1000人以上の大企業の平均596万円にすべきであるし、さらに当初の給与の3割カットにより平均約560万円まで下げるべき。
- 敦賀原発は廃炉が検討されている。原発維持管理費などの名目で基本料金を払い続けるなら根拠を説明すべき。東電は基本料金を4割カットしており、当然そのレベルでのカットは必要。また、日本原電も関電の関連会社であり、日本原電の役員報酬等の経費についても関電の水準に合わせるよう厳しく精査すべき。
- 資材調達費6000万円のうち45%超を関係会社に発注している。コストが膨らんでいるのではないか。関電は27年度で競争入札比率を30%にする方針だが、東電は60%を示しており話にならない。役員や社員の関連会社への出向は最小限にすることも必要。
- 燃料費の関係では、原油価格は急落した今の価格を前提とした計画を立てることが必要。また、為替相場も現状にあわせて見直しが必要。LNGの購入額をさらに安くすることも求める。東電等は共同入札によりLNGを従来の半分程度の価格で調達する予定と聞いている。共同仕入れを行ってさらに燃料代を安くしていただきたい。
- 原発関連の広報費等は原価として認めない。原発関連の研究費は廃炉や安全管理に関する研究以外は中止すべき。他社との比較も踏まえて見直していただきたい。

- 経営が悪化した企業の福利厚生費としては、事業主負担は50%が妥当だと考える。
- 原子力廃棄物の処理費が増加していくことも前回の値上げの要因の一つになっていた。原発停止だけを値上げの理由にせずに丁寧に説明されたい。
- 最低料金の上げ幅が大きすぎる。消費税アップや所得格差の拡大という状況を踏まえ、できれば上げるべきではなく、上げるとしても極めて少額にすべき。また、各段階2.48円のアップになると遅増率が縮小するので、元の遅増率を維持するか、拡大すべき。

意見陳述3番：清水 零児 氏

(意見の概要)

- 八木社長は合理化について「グループの総力」、「聖域無き」、「さらなる深掘り」という言葉をよくおっしゃるが、言葉通りの合理化とは到底理解できない。極限までの禊ぎすら感じられない。合理化イコール燃料費の補填とならないのは当然承知しているが、値上げ申請人としての姿勢がなっていない。対策も後手後手に回り、消極的な姿勢であり、役員報酬についても指摘されても直近まで改定しないなど、姿勢が下の下である。
- 役員の報酬は当然ゼロである。それと同時に役員を刷新すべき。顧問については、元役員の雇用は言語道断。役割と機能と報酬の整合性を調査した上で使うべき。
- 社員の基準給は5%カットと聞いているが、総支給額に換算すれば3%前後である。私としては給与賃金30%が納得出来るカットである。グループの総力を結集してという言葉から察するには、人件費はグループ各社においても準じた処理を行うべき。
- 有価証券は売却すべき。株価が下がると言うかもしれないが、それが今の関電の実力である。持ち合い解消の上で、売却して換金、資金化すべき。
- グループ会社も基本的には売却し、関電は電気事業に特化すべき。関電不動産、ケイ・オプティコム、そして外注比率を上げるという意味でも関電サービス、関電エンジニアリング等売り物件はたくさんある。
- 燃料調達コストの低減のため、共同仕入を推進すべき。八木社長が会長を務める電気事業連合会を利用した共同仕入、そこに政府を巻き込んで価格交渉の努力をすればよい。
- 電事連は本来任意団体であるが、この趣旨とは別に政界工作の隠密部隊であったと聞いた。この電事連に対する拠出金も料金原価に反映されていたことを確認している。
- 関電の合理化の成果への評価があって初めて値上げが決定されるべき。消費者の理解がないまま値上げ実施されれば、不払い運動に発展しかねない。
- 公聴会の意見は、当事者の意見として慎重に扱っていただきたい。関電の値上げ希望時期にこだわらず、審議を継続し、隨時公表していただきたい。

- 電事連に経済産業省は関与しているのか。
- 申請における 10.23% の値上げ幅の中にはさらなる合理化の余地が含まれているのか。合理化の小出しをしているように見えて仕方がない。
- 安定供給ということで再稼働や値上げを提唱しているが、消費者にとっては安価安全を一番重要視している。どう考えているのか。

意見陳述 4 番：稻本 明 氏

(意見の概要)

- 八木社長はいつから社長に就任しているのか。給料はいくらなのか。
- 総括原価方式の下、人件費が含まれている。関電の給料は他社と比べて下げるのが遅かったのではないか。組合は何と言っているのか。
- コマーシャルで節電だ、節電だと言っているが、節電はもうとっくにやっている。給料をもっと下げるべき。私は生活をかけてこの公聴会に来ている。まったく努力が足りない。また、そのようなコマーシャルはやめるべき。お金がかかる。
- なぜ赤字になっているのか。主な項目は何か。
- 経済産業省は、努力が足りないと簡単に値上げを認めてはいけない。
- 関電は大阪の経済を停滞させている。中小企業及び年金生活者を苦しめている。
- 2016 年からの家庭の電気料金の自由化についてどう考えているのか。赤字のままでは関電はつぶれてしまうのではないか。自由競争になったら関電は危ない。これまで総括原価方式に守られていた。
- 中小企業、年金生活者、弱者に対してもっと誠意を持って説明して欲しい。心から謝ってない。経産省も審議会の委員も、一昨年の 5 月に値上げしているのだから簡単に受け入れてはいけない。それでも対応できないということは努力が足りないということ。
- 関電は将来の燃料としてメタンハイドレードに踏み切るのか。
- 石油価格は下がりつつある。それを反映するとどれだけ値上げ幅が縮むのか。それが反映するように教育されたい。

意見陳述 5 番：原 強 氏

(意見の概要)

- 電力料金の値上げによる社会的影響は大きく、こういう事態を引き起こしている経営幹部の責任は重大。
- 電源構成変分認可制度による申請だが、4 項目 8 費目だけの検討で妥当なのか非常に疑問。対象以外の部分について検討を深掘りすると、総括原価の洗い直しになるので

はないか。

- 前提諸元は変えないということだが、実態を表現した料金算定ができるのか。実態にあった燃料費の計算をして示してもらわないと誰も納得できない。
- それ以外の費用の合理化をどんどんやってもらいたいが、経営で吸収してしまうではなく料金原価の圧縮に充ててもらいたい。
- 前回査定で項目ごとに出された条件がどこまで行われたか検証が必要。納得がいかない部分が多い。
- 関電は原発依存を中心にやってきたので、火力燃料を安く調達することや、安い化石燃料を使った火力発電をするための発電所の改善等ができなかった。経営政策の過ちであり、経営幹部の責任は重大である。これからでも火力主体でやっていかれるなら、安い燃料を手にする努力をしてその成果を消費者に返してもらいたい。
- 日本原電へ、なぜ何の電気もきてないのに287億を払うのか納得できない。同じく日本原燃も機能していないのにどれだけの資金を投入したのか。
- 役員報酬は1800万になると聞いていたが、今回聞くと平均2100万で1800万円になっていなかった。前回の査定は何だったのか。査定結果は法的拘束力を持たないとはいえ、消費者に負担を強いておきながら、守られていなかつたと聞いて驚いた。
- 社外監査役は一人あたり770万の報酬とのことだが、関電の経営にどれだけの効果があったのか。看板として並んでいるだけでは全く無駄である。経営の切り込みをやってもらうのであれば分かるが、監査役に対しても世間の厳しい目があることは認識いただきたい。
- 原発を動かすに当たっては、将来にわたるリスクの大きさ、動かすコストがあるということを関電の口から説明する責任がある。再稼働すればすべてが解決するという説明は間違っている。
- 家庭部門が自由化になったときに、どういう料金・メニューで電気を提供するかという姿が示されていない。関電は原発部門を切り離し、廃炉に向かうためのマネジメント会社に委ねるべき。きれいな電気を安く発電するニュー・スマート・関電の誕生を期待したい。消費者にとってはエネルギー源の選択権が与えられる状況を実現したい。
- 京都府は原発立地県として安全協定を結んでもらいたいと申し入れた結果、先般、安全協定が結ばれたが、再稼働同意権が含まれていない。同意権がなければ一府民としては同意しがたい。
- 関電離れが進んでいて、愛される関電から離れている。京都府・京都市も関電から電気を買わないということになった。
- 社長が役員報酬を自ら返上しても経営効率化の先頭に立つという回答を期待していたが残念である。

意見陳述 6 番：西山 尚幸 氏

(意見の概要)

- 関西の電気料金の物価指数に占める割合は突出している。今回の値上げ申請は景気回復に歯止めをかける。
- 消費者も中小企業もあらゆる方法で節電しているが、家庭の電力の使用量は減っても電気代としては増えているのが事実。もう既に、消費者の節電の努力は限界に来ている。
- 電力が自由化された場合どういう基準で電力会社を選ぶか聞いたところ、電気料金が安いこと、安定的に供給されることという回答が一番多いが、同時に原発の発電でない電気を選びたい、信頼できる企業から買いたいという回答も過半数を占める。今回のように原発が動いたら何とかなるという安易な経営姿勢、そして赤字になっても経営責任をとらない企業を消費者は信頼できる企業だといえるか。
- 京都は電灯契約をしている小規模な企業が多いが、それ以外の企業の内の 6 割が新電力から電気を購入している。すでに顧客離れは始まっている。
- 高レベル廃棄物については一切手つかず。中間貯蔵施設をどこにするのかということさえ決まっていない。保管費用、建設コストなどは計上されていないが、処理費用をどのように捻出するつもりか。またこのために値上げをするのか。
- 今回の値上げは自由化前の駆け込み値上げであって、自由化に際し電気料金を高いところで設定しようとしているのではないか。そのような値上げは認められない。
- 電力需要量が伸びることを前提にしているが、需要は下がるのではないか。離脱はどの程度あるのか。

意見陳述 7 番：樋田 効 氏

(意見の概要)

- 関西電力はこんなに無責任な会社なのかと感じている。電気料金は高い安いという問題の前に、安定して持続的な供給が可能であることが基本。そのための値上げなら賛成だが、今回は反対。経営の姿勢が安易すぎる。2 年前に値上げを申請したのにわずか 2 年でまた行き詰ったことについて、経営者が反省している姿勢が見えない。このまま値上げを許しても、また 2 年後に再々値上げをするということになるのではないかと危惧する。
- 原発再稼働の見込みが誤っていた。2 年前の段階で再稼働を前提とする計画を立てたことが間違い。経営者なら経営見通しに責任を持つべき。どのくらいのお金を原発再稼働のためにつぎ込んだのか。

- 福島の被害がどれくらいのものだったのか認識しているのか。事故ではひとりも死んでいないと社員から聞いたが、震災関連死は福島で多い。
- 各電力会社を横並びでみても原発の依存度が高いところが軒並み赤字。原発依存の低いところは黒字で株主配当もしている。
- 原発前のめりだったことにより経営努力が不足し、その結果発電性能にも差がついた。中部電力と関電の間で単位あたり 1.4 円の差がある。販売電力量に照らすと 130 億円にもなる。
- 日本原電に電気代をいくら払っているのか。放漫経営ではないか。役員に関電出身者は何人いるのか。
- MOX 燃料は他の燃料と比べて危険度が高い。危険性を承知しているのか。

意見陳述 8 番：梅田 智鶴 氏

(意見の概要)

- 電気料金は公共料金であり、地域の差が無くサービスを受けられるものであると考えているが、一体どうしてこんなに高くなるのか。値上げの納得できる根拠を明らかにせず、いきなり 10.23% の無謀な値上げを申請したのは、一度断られたものは二度は断りづらいという心理を突いて妥当な値上げを認めさせようという姑息さがうかがえる。
- 燃料費などを理由に値上げを申請しているが、原油価格は下落しており、値上げの理由にはならない。
- 前回値上げの際に役員報酬を平均 1800 万円にすると表明しながら、この水準まで下げたのは今年 1 月からということで実質実施されておらず、消費者をだましていた。役員の給与、人員削減、過剰な広告費など無駄の排除等、企業努力を行う必要がある。今までは、関西電力はみずからの経営のツケを値上げにより消費者に負担させていた。
- 原発からの廃棄物問題を若い世代に先送りしている。
- 民間企業では太陽光発電や蓄電の技術が進歩している。原発以外の全てを民間企業と競合し、消費者が幅広く選択できるよう要求する。
- 東電と関電で利益や燃料費などなぜここまで差が出るのか。
- 私は自由化されたら、他の民間企業を選ぶ。

意見陳述 9 番：柳井 光男 氏

(意見の概要)

- 原子力発電はひとたび事故を起こせば取り返しがつかない。福島を忘れず、心を寄せ

て全ての国民の力で復旧復興することが大切。関電の経営者は福島の事故は忘れた、関係ないと言うのか。原発の再稼働に執念を燃やし、原発が稼働できないから値上げするなどということは許されない。原発から撤退するために値上げが必要だと言うなら消費者は納得するのではないか。

- 値上げに伴い従業員の賃金を大きく切り下げるとは許しがたい。そのようなことは、経営者の責任を放棄し、責任の無い従業員に責任を負わせるという経営者の悪乗りとも言える。従業員の給与を下げるなどを組合との協議の前から決めるのは、前代未聞で会社と組合の信頼関係を裏切る。経営者の責任と労働者の責任はきっちり区別していただきたい。
- 顧問には秘書を3人配置し、顧問用の執務室、社用車はそのままである。経営に対する助言はあるだろうが、4000万円も支払うことは理解に苦しむ。赤字だから電気料金を値上げし、値上げしたら収益を上げて顧間に報酬を払うなどという理解に苦しむ値上げは撤回すべき。顧問を減らしたというがどなたがやめてどなたに引き継ぎお願いするのか教えてほしい。個人情報だから明らかにしないというのは許されない。
- 顧問報酬を原価から差し引くのであれば、役員報酬も原価から差し引くべき。赤字であっても当然もらうという無責任な経営体質は改めるべき。
- 他社からの電力購入単価があまりにも高い。卸電力取引所の購入単価も関電の平均発電単価と比べて高い。いつ、どこで、どのような会社からどれだけこんなに高い単価で買おうとしているのか。交渉に不利だから公表できないというが、明らかにしなければ、経済産業省においても査定のしようがないのではないか。

意見陳述10番：川内 弘 氏

(意見の概要)

- 原発が一番安い電源と言っていたが、原発がフル稼働していた時でも全国の中でそこまで安くなかったのではないか。原発が動かなくなったからといって値上げは納得出来ない。
- 総括原価方式はコストダウンする意識が起きない。総括原価の中には燃料費や役員給与、宣伝費、コンベンションホールのような施設等が入っている。これらの経費を小さくすれば、値上げ申請もいらないのではないか。
- 燃料費が負担になっていると言うが、発電ボイラーの熱効率はガスと比べて非常に低い。熱効率の良いボイラーを使うべき。また、天然ガスや原油等の輸入において、全日本で政府を巻き込んで交渉するくらいのことをやっていただきたい。
- 深夜電力について、今は全く原発が動いていないのに、オール電化使用者に3分の1の価格で深夜電気を使わせることは納得出来ない。
- 内部留保を取り崩して値上げを止めていただきたい。

意見陳述 11 番：村上 寛次 氏

(意見の概要)

- 陳述内容の資料配付は非常に有用。次回もお願いしたい。
- 関電には良い会社というイメージをずっと持っていたが、規制委員会の審査で資料の一部しか出さなかったと聞いてイメージが逆転した。
- 他人から見て本当の努力をしているのか。東電の場合は民間人を入れて、物資の購入を一枚一枚徹底的に検証したと聞いている。物事に無駄は絶対ある。関電が徹底的にやったと言っても説得力はない。民間の見識ある人に入ってもらい、調達に関してもっと厳しく切り込んで欲しい。外部の評価を行るべき。
- 職員の賃金カットは妥当だと思うが、現場で苦労している人の給与を減らすのは最後にすべき。
- 外部評価の結果を公表すべき。また調達関係の専門コンサルタントの名前の公表も検討されたい。

意見陳述 12 番：藤永 延代 氏

(意見の概要)

- 電気料金値上げを考える時には、影響を一番受けやすい中小企業や一般の庶民の生活実態に照らしたじっくりした検討が必要。検討するためには情報がもっと明確に出てこないと難しい。
- 関西圏では景気の回復がまだまだ。消費増税分を転嫁できない事業者がある。真夏にクーラーもつけられない貧困層もいる。貧困や格差があることを値上げの前に考えてほしい。
- M〇X 燃料を電気料金の原価に組み入れていると聞いている。高い燃料を買い込んでいるため、高浜 3, 4 号を早く動かしたいのではないか。また、M〇X 燃料の価格が東電と比べて高い。なぜ違いが出るのか。火力発電の燃料が高くなつたことは書いてあるが、このことは書いていない。全ての燃料コストを明らかにして、比較できるような情報を消費者にも提供すべき。
- 総括原価方式をいつ改めるのか。競争が自由に行えるようしたらよい。
- 経済産業省には、国民の暮らしに目を向けて、値上げ申請が妥当であるかきちんと判断してほしい。本当に国民のための電力産業にしておかなくてはいけないと思う。
- 人口減少時代に入る事を考えると、再生可能エネルギーを甘く見てはいけない。関電は電気事業で勝負すべき。世界に技術を移転できるぐらいの仕事をしていただきたい。
- 経営陣と従業員は違う。従業員に気配りをする経営者であって欲しい。

- 関電の持っている資産についても公開すべき。

意見陳述13番：長沢 啓行 氏

(意見の概要)

- 原発が動かないから値上げしなければならないと言っているが、廃炉にしないから値上げしなければならなくなる。廃炉にすれば、毎年3600億円の原発維持管理費等が不要になる。
- 関西電力は高浜3・4号機の今年11月の再稼働を今回の電気料金値上げ申請に織り込んでいるが、これまでの原発依存の経営方針の過ちを繰り返すことになる。
- 断層によるM6.5の直下地震では1340ガルの地震動が原発を襲う。高浜3・4号が炉心溶融事故を起こすぎりぎりの地震動(クリフェッジ)は973ガルであり、1340ガルの地震動には耐えられない。この断層モデルは決して厳しすぎる条件のモデルではなく、現実に起こりうる地震動である。原子力規制委員会・原子力規制庁からも「実際の発電所の評価などに適用すべきかどうか、地震のモデルとしての再現性という点で妥当かどうかを専門家も含めて改めて検討する必要がある。」との発言があった。関西電力としても、この1340ガルの地震動を基準地震動に取り入れるべき。
- 関電に対して公開質問状の回答を求めていたが、回答しない、会わないとのことだった。回答しなくて良いと思っているのか。

意見陳述14番：久保 良夫 氏

(意見の概要)

- 公開質問状を出したが、説明を聞きたい人がいるにも関わらず、面談しないと言われた。説明会を開いてくれないのか。
- 高浜原発の再稼働に反対。原発の維持管理費、改良工事費、日本原電への電力購入費、電源開発促進税を合わせると3600億円となる。原発をやめることによって値上げを回避できる。
- 関電は4年連続赤字になるが、黒字の日本原電を支えている。敦賀1号機は廃炉決定で、敦賀2号機は直下に活断層がないとは言えない。そこに毎年300億払い続けており、そして赤字なので値上げというのは納得できない。また、北陸電力にもお金を払っているが、志賀原発は動いていない。基本契約の中で必要と言われても納得できない。
- 日本原電はかつて原発のパイオニアと位置づけていたはずだが、現在は全くめどが立っていない。現実との齟齬を真剣に考えていただきたい。

意見陳述 15 番：中西 克至 氏

(意見の概要)

- 太陽光発電の固定買取価格はこの 2 年間で 20% も下がっている。再生可能エネルギーの普及が拡大すれば、その発電単価低減が一層加速されると期待できる。
- ドイツの総発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合は 25.8% となり、電源構成のトップになる見通し。日本も原発に頼らないで再生可能エネルギーの導入を目指すべき。関電も関西エリアで太陽光、風力を増やす努力をすべき。また、九州・四国・中国電力管内で余剰となる太陽光・風力発電の融通量を優先的に増やすべき。そうすれば、原発再稼働をすることもなく、老朽石油火力など非効率で高い電源に頼ることも減らせる。
- 経営方針を「原発＝ベースロード電源」から「再生可能エネルギー＝優先接続・優先給電・優先相互融通」に転換すれば、原発重大事故の危険をなくし、石油値上がりの影響も根本的に緩和させることができる。
- 原発を廃炉にし、再生可能エネルギーを普及させれば、電気料金値下げは可能。そのためにも、発送電分離を早め、送配電網の全国的統合・公的管理で送配電網整備・再生可能エネルギーの優先拡大を図るべき。
- 石油火力は効率が悪い。それを最新鋭のガス発電に転換しておけばこのような危機にはならなかつたのではないか。設備更新の努力はされたのか。
- 他社購入費用はウエートが大きいが、この中に日本原電への費用が含まれているのか。

意見陳述 16 番：稻岡 美奈子 氏

(意見の概要)

- 電源構成が予想と違うということで、法律に従って電気料金の改正は一般的には可能であるが、原子力を含む電源構成自体を長期の社会の安全・安定という観点から根本に帰って見直すべき。
- 平成 26 年度決算の中には、原発関連費が 4500 億円程度含まれている。一方、収支の赤字幅は 1700 億円程度である。したがって、原子力から撤退を決定すれば、収支は黒字になり、電気料金値上げを行う必要はない。ただし、実際には廃炉費用、使用済燃料の保管費用等が今後長期にわたって必要になることは理解しておかなければならない。
- 石炭火力への切り替えも、二酸化炭素排出の観点からやめていただきたい。ガスへの転換をお願いしたい。
- 今回の値上げで、3 段階料金制度の 2 段目料金は 30 円程度となり、風力の買取価格をはるかに上回り、今後の見通しでは太陽光よりも高くなる可能性がある。関西電力

が原子力を止め、再生可能エネルギーに軸足を移せば、再生可能エネルギーの価格をさらに低下させ、安い電気料金をめざすことの展望が見えてくる。このまま原子力の再稼働を目指せば、電気料金値上げによって消費者の負担増となり、自家発電の増加により関西電力の販売量を大幅に低下させ、一段と経営を悪化させる可能性もある。

- 他社からの高い電力の購入に関しては、ピーク時使用量を下げることで、他社からの購入をゼロに近づけることを追及すべき。各家庭にもスマートメーターを早期導入し、ピーク時電気料金を高く設定するなどピーク時の使用を抑える対策を行うべき。
- 原子力を使っていない現在、夜間電力を無理に使う必要はない。したがって、オール電化を推進してはならない。
- 原子力をこれまで使ったことから、今後発生する費用のために赤字が発生する場合には、送電網を公的機関に売却することで赤字を補てんする必要がある。送配電網を私的に保有することが再生可能エネルギー導入を妨げ、電気料金の公平な競争を妨げている。また、公的管理によって送配電網の維持管理に透明性を確保することで、その費用を削減できる可能性がある。

意見陳述 17 番：速水 二郎 氏

(意見の概要)

- 原発の単価の計算式を示すべき。福島事故損害賠償費用や廃炉、除染費用は既に 10 兆円規模となっているので、8. 9 円／kWh から 9 円台になっているのではないか。
- 今回申請の原価算定の前提諸元については、為替レートはマイナス要因だが、原油は半値以下となっている。前回値上げ時、関電は LNG も原油価格と連動して長期購入しているため高いまま購入せざるを得ないと強調していた。今回は現在の原油価格の下落の値段で計算をやり直しすべき。
- 原発を動かすと相当な費用が必要になるはず。高浜や大飯を再稼働するための安全対策費は総額いくらなのか、項目別、年度別に公開をしていただきたい。
- MOX 燃料の購入費用はどこに計上されているのか。11 月の再稼働では MOX 燃料は使わないのか。
- バックエンド費用のうち、原発停止で使用済み核燃料発生量とその積立金が減少しているが、原発を動かすと増える。その費用は幾らになるか。また、高レベル放射能廃棄物処分料も停止で減少したが、稼働後幾らになるのか。
- 原発施設解体引当金は原発の発電電力量に応じて積立てることになっており、停止ではゼロである。高浜原発を動かした時は幾ら必要なのか。
- 老朽化の高浜 1、2 号も稼動のため点検に 1000 億円もかけているがどこに計上しているのか。
- 事故が起きたときの 30 km 圏の住民避難に要する、政府・関係自治体が負担する緊急

避難対策費用の概算も明らかにすべき。若狭の十数万人の数十年の避難生活に要する概算費用も明らかにすべき。

- 関電の送電線は老朽化が進んでいる。原子力発電偏重のなかで、送電線、配電線の予算をかなり削っているため、関電が言う安定供給が足下から崩れていくことを危惧している。

意見陳述18番：松崎 保実 氏

(意見の概要)

- 原発を推進し、今日の経営危機を招いた経営者の責任と反省が無い。原発を推進してきた元社長等7名の顧問には秘書3名と専用車両や執務室を充て、さらに4000万円の報酬を支払い、また、現経営者にも減額したと言っても1800万円の報酬を支払うというのは非常識。
- 従業員は危険と隣り合わせの作業をしながら、一年365日雨の日も台風の日も昼も夜も働いている。第一線で働いている従業員は、仕事に誇りをもっている。一昨年の料金改定後、従業員は本給や手当を大幅にカットされ、賞与も2年間支払われていない。今の関電の職場は、仕事に対する「やる気・元気・活気」がなくなりモラルが低下しており、若く優秀な従業員が会社に見切りをつけて退職している。電気という重要な基幹産業で働く人には、安心して仕事に打ち込んでもらいたい。経営危機を招いた経営者こそ大幅カットすべきだが、従業員の処遇は守るべき。
- 老朽化している高浜原発1、2号の点検整備費用に1000億円を発注している。その他の原発再稼働へ投入した費用はいくらなのか。
- どの世論調査を見ても再稼働反対である。再稼働前提に値上げを申請しているが、原発事故が起こったときにどのように責任を取るのか。責任を取りきれるのか。
- 核のゴミの問題を真剣に考えて、未来の人たちに負の遺産を残さないように考えるべき。

意見陳述19番：藤本 泰子 氏

(意見の概要)

- 電気料金の値上げはいろいろなところに波及する。とくに大阪は高齢化が全国を上回るスピードで進み、中小零細企業も多く、影響は大きい。
- 前回も経営効率化等を十分にした上の値上げで、さらに資料の経営効率化の実績と見通しでは3年とも効率化は出来ているのに、なぜ値上げなのか。襟を正して、再度の経営効率化に取り組んでいただきたい。そして、今回の値上げは撤回していただきたい。

- 原発が再稼働しないから、と消費者にツケをおしつけことはやめてほしい。
- 家庭でも省エネの工夫をしている。光熱費は家計の全支出の1割に相当する。電気料金の値上げ前から使用量を減らしたのに金額は増えている。
- 東電と中部電力は燃料調達から火力発電までを一体的に手がける共同事業会社を設立することを新聞で知った。自由化を控えた戦略だと思うが、関電の原発再稼働よりこちらに拍手を送りたい。

意見陳述20番：高瀬 悅子 氏

(意見の概要)

- 福島原発事故で日本中がショックを受け、世界中の人が原発は人の手ではコントロールできないことを実感した。そんな中でも、まだまだ原発に依存しようとする経営姿勢に驚くばかり。事故から後どうして原発に代わる発電に力を入れなかつたのか。火力発電をどうしてもっと効率のよいものに変えなかつたのか。燃料費が安くなったのではないか。火力発電は地球温暖化に悪影響を及ぼすから、というのはわかるが、だからといって原発再稼働以外に経営努力はできなかつたのか。
- 今もまだ福島原発事故の処理はできていない。もし関電の福井の原発でも事故が起これば世界中に悪影響を与える。日本中、世界中の人が怖いと思う原発をどうしてまだ推進していこうとするのか。絶対安全神話は消えた。何かあってからでは遅い。もっと私たち国民の声を聞いていただきたい。
- 原発を再稼働しなければ電気代が上がると言うが、原発の処理費用にどれほどかかるか、私たちだけでなく私たちの子孫にまで大きな問題を残すことをしっかりと考えていきたい。今、再稼働するための維持費用にお金がかかっているのではないか。原発をゼロにすればもう少し費用が抑えられるのではないか。原発ゼロでの費用もきちんと示していただきたい。今原発ゼロでもやっていっている事実を認めていただきたい。私たちも省エネ、節電に協力する。
- 原発は安いと言うが、あくまで運転コストが安いのであって廃棄物処理費用は高い。
- 世界中の人が安心できる経営をお願いしたい。

意見陳述21番：清水 順子 氏

(意見の概要)

- 家庭ではさまざまな要因による家計費の圧迫がある中で、この度の関西電力の電気料金値上げについては、前回平成25年5月の値上げからわずか2年で再度の値上げであり負担はかなり大きくなる。標準的な家庭モデルでは前回値上げ前の6844円/月から今回の値上げ後は8355円/月となると示されているが、大部分の事業者や家

庭では、電気は関西電力から購入するしかない現状の中で、これはかなり大きな負担。高齢者や乳幼児のいる家庭には影響が大きい。特に弱い立場の市民生活に影響を及ぼす一方的な電気料金の再値上げには反対。

- 前回の値上げの際も、早期の原子力発電所の再稼働の可能性が高いと思えない状況の中で、再稼働を前提とした計画を立て、この度も、再稼働の見通しが一部しか立たないという理由での一方的な値上げであり、消費者として納得できない。
- 原子力発電所の再稼働の見通しがつきにくい理由には心理的な面もある。いわゆる電力会社が考える「地元」よりも広い範囲の地元住民の不安感を理解していないように感じる。
- 3. 11以降、安心できる電気を購入したいと願う消費者の立場で、電源構成の見直しなど十分な経営方針を考えていただきたい。十分に検討したとは消費者には見えない。福島原子力発電所の事故を見てしまった市民が不安に思っている点は理解いただきたい。今後も、原子力発電所が予測通りに稼働できないとの理由により更に値上げしていくことになるのではないか。
- 現在も関西電力から他の電力会社に顧客が流れている状況の上に、更に今回の料金値上げで、大口の事業者が関西電力の電気を購入することを避けることは予想される。販売電力量が減れば、乗り換えができない規制部門の家庭や中小企業にしわ寄せが来て、計画が成り立たずまた電気料金を値上げすることも予想される。電力自由化後は更に販売量が減ることも予測される。
- 原子力発電所の廃炉対策費や放射性廃棄物の処理費などが上乗せされてさらに電気料金が上がっていくという不安を消費者は抱えている。原子力発電所が稼働さえすれば、今後も電気料金が下がるとは思えない。市民や事業者が懸命に行った節電努力や、FIT制度により大きく進んだという新エネ導入、揚水発電所の稼働等によるピークカットなどは燃料費削減に影響したのか、それとも影響は全くなかったか、その評価もわからない。
- 原子力発電所が再稼働していない状況においても、他の電力会社では黒字になっていると聞いている。関西電力は何が異なるから黒字にできないのかと聞いたところ、原発比率が高いからと言う答えたが、それならなぜ震災以降原発比率を下げる方向にかじを切れなかったのか。電力自由化に向けて消費者から選択される電力会社であって欲しいと思う。
- 国も市民も挙げて電源構成を見直す必要がある。原子力の恩恵は確かに受けてきた。関西電力の自負は分かるが、国を挙げてもう一度見直すべき。

意見陳述22番：玉山 ともよ 氏

(意見の概要)

- 老朽原発の廃炉について危惧している。再稼働したからと言って、関電の財務状況がそう簡単に好転するとは思えない。原子力発電施設解体引当金はこれまで生産高比例法によって積み立ててきたが、たとえ定額法に変わったとしても、稼働率が少ない時期に積み立ててこなかった金額をカバーできるのか。
- 関電が保有する原発 11 基のうち約半分が老朽原発で、まともに動かせるのは高浜・大飯原発の 3・4 号機のみである。
- 廃炉の見積りが非常に甘い。廃炉で上積みされる処理費についてどうお考えか。これで値上げが最後だと言えるのか。
- 美浜原発はいずれも古いが、リプレースや新設を考えているのか。会計制度の改定によって廃炉後も 10 年間は発電と廃炉を一定の事業として料金原価に含むことが可能であるとなったが、廃炉となった原発のゴミを維持するコストを考えると原発の価格はもともと非常に高いものであったと言わざるを得ない。
- 原発の再稼働を規制委員会に認められたとしても、稼働させずに塩漬けにするのではないか。ゾンビ原発と呼んでいるが、発電しないにもかかわらず維持費が原価に反映されるようなことは納得出来ない。アメリカではそのようなことが起こっている。

意見陳述 23 番：高馬 士郎 氏

(意見の概要)

- 今後も原発依存を続けることに反対。10 電力会社中一番依存度が高いことは株主総会で何度も指摘があったが、その都度現状がベストミックスであると一貫して主張してきた。また、原発推進は国の方針に従ってやってきたというが、国の政策決定に電力会社がかかわってきたことは否定できない。電力業界は政財界癒着と言う指摘を受けて企業献金を廃止して役員の個人献金としたが、組織献金であると指摘されてきた。大学や研究機関の学者の取り込み、マスコミを使った原発推進の宣伝を電気料金に含まれる経費で行ってきた。
- 地震列島日本の脆弱な地盤に、最終処分場がないまま、世界に例を見ないほど原発を集中させてきた。今回の値上げ申請はこの経営責任に起因するものである。その反省をあいまいにしての電気料金値上げや従業員の賃金切り下げは認めることが出来ない。
- 財務毀損を招くと言うが、グループ企業全体の資産公開とその処分を含めた計画を提示する必要がある。関西電力株式会社が発足して以降、グループ企業が 63 社にまで増加しており、中には関電不動産、ケイ・オプティコム等のマスコミでも紹介されるほどのグループ企業がある。全グループ企業の資産の時価評価を公開するとともに、財務の非常危機に充てる必要がある。関電が発足した当時の裸一貫に戻り、火力発電所のコンバインド化による熱効率アップと再生エネルギーの拡大により、原発ゼロの経営に移行すべきである。

- 過去に原発の点検記録偽装があったが、これは電力会社に隠蔽体質があるからである。職場の不正が摘発されやすいように、企業別労働組合は産業別労働組合に転換が求められる。

意見陳述24番：大森 隆 氏

(意見の概要)

- 今回の再値上げ申請は、できるだけ低廉であること、適正に算定されていること、消費者が納得できることの3つの点のいずれにおいても問題があり、値上げは認められない。
- 実質賃金の低下が続いている今再値上げをすれば、家計における電気料金の負担が重くなりすぎる。また、大阪は中小業者の町であり、中小事業者への影響は深刻で、その影響は再び家計に及んでくる。所得の低い世帯に配慮した料金設定や消費者の省エネの努力を後押しして家計負担の軽減につながるメニューの提供が行われるべき。
- 原発再稼働が遅れていることを理由として電源構成変分認可制度による申請をしているが、そもそも原発の運転計画は関電が経営計画として自らの判断で設定したものであるから、それが誤っていた責任は関電自身が負うべき。事業者の自助努力の及ばない社会的・経済的事情の変動による電源構成の変動だということで、再値上げを認めること自体に疑問。前回もそのように申し上げたが、本当のこととなって残念である。
- 販売電力量や原油CIF価格や為替が前提条件から乖離している状況で、電源構成の変分だけを料金改定に反映させることは適正であるか疑問。制度自体が今回のような事態を予定していないのではないか。こうした場合は総原価を洗い替えて、通常の値上げ申請手続きによって料金算定すべきである。その方が納得度も上がる。特に販売電力量は1割程度減少になる可能性がある中、仮に電源構成変分認可制度で査定をするにしても、販売電力料の乖離が料金査定にどのように影響するのかきちんと説明すべき。
- 関電は真剣に赤字の責任を受け止めているのか、値上げ回避のための努力を尽くしていると言い切れるのか疑問。今回は自助努力の及ばない値上げで経営者に責任はないと考えているのではないか。その象徴が役員報酬である。1月から査定水準まで引き下げ、3年間の経営効率化全体の合計額では達成するというが、消費者が求めているのは電気料金の引き下げのために経営効率化をして欲しいのであって、役員報酬を払うために経営効率化して欲しいわけではない。役員報酬は3年間の合計額で査定水準よりも引き下げるのが当然である。
- 調達について、消費者団体から東電の調達委員会の手法を採用してはどうかと質問したことがあるが、関電は資機材調達について第三者評価を受けたとの回答だった。性質が違うものを持ちだしてはぐらかすような態度では信頼できない。また談合事件が

あったが、元から契約額が高止まりしていたのではないかという疑いもある。競争調達でコストを減らそうとはもともと考えていないのかと思わざるを得ない。

- 美浜の1, 2号機の廃炉判断を保留しているが、残り9基の再稼働を目指すとすれば、国民の多くが求めている将来的な原子力比率ゼロや国の「出来るだけ低減する」という方針にマッチしているとは思えない。原発へのこだわりから一旦離れて、消費者の願いを実現するエネルギー供給会社としてどう再出発するかをゼロベースで考えてはいかがか。
- 仮に電源構成変分制度による値上げを認めるのであれば、燃料費だけではなく効率化全体の深掘りについて厳しく審査していただきたい。その上で、深掘り分について、通常はインセンティブとして電力会社の手元に残すのだろうが、全てを需要者に還元して値上げ幅の圧縮に充てるなどを求める。

意見陳述25番：松本 仁 氏

(意見の概要)

- こういう値上げができる企業は一般にはない。その結果関西経済の足を引っ張っている。消費税と電力料金のダブルパンチで大変な時代を迎える。
- 今回の申請における為替や燃料価格は現状と大分ずれてきているが、このまま審査していくのか。
- 資産売却について、十分中身を洗い出して行ったのか。
- 内部留保を活用することは考えなかったのか。消費者にしわ寄せするまえに身を切る努力が必要。市民にとって納得できるような中身でなければ市民はついてこない。
- 経営者幹部は責任をどうとったのか、あるいはこれからどうっていくのか。まだまだ不十分。
- 経産省は原子力をベースロード電源と呼んでいるが、バックエンド費用等を考えれば安くもなく、また現在は一基も動いておらず安定供給もできていない。
- 原子力規制委員会は、リスクの基準を厳しくしたといっているが、安全性の上でまだまだ不十分で、早く再稼働するためにリスクが低く見積もられているように見える。
- 原発再稼働を圧力にして値上げを行えば、電力自由化に向けて急速に関電離れが進むのではないか。一刻も早く脱原発に向かうべき。原発関連の費用が不要になり、社会的なリスクや避難計画等も不要になる。安全でクリーンなエネルギーの提供を目指すとすれば多くの市民は応援するのではないか。
- 再エネについて、日本のポテンシャルはドイツに比べてはるかに大きい。自然エネルギーこそが我が国の成長をもたらす。原発の安全性を安く見積もららず、CO₂などの問題の多い石炭や石油に頼らない、大所高所に立った英断を期待している。社長は悪代官の名を残すのか、先見性のある経営者として名を残すのか、市民は見守っている。

- 高浜原発の再稼働をなぜ11月に設定しているのか。
- 京都府との安全協定は立地県並みになっていない。地元と何が違うのか。
- 事故が起きたときの責任は関電が取れるはずがない。

意見陳述26番：武田 智津枝 氏

(意見の概要)

- 原発のコストは安いと言われてきたが、今まで以上の安全対策のための費用や、核廃棄物の処理費用、廃炉費用、事故が起きた時の対応のための費用等、以前とは違い、費用が格段に増えている。
- バックエンド費用のうちの核廃棄物に関しては、300年分しか想定していないと聞いた。100万年管理しないといけないと言われており、そのコストは将来世代へ押しつけることとなる。それが責任ある経営と言えるのか。事故が起これば、東電のように、賠償に国民の税金が投入されるから、事故対応のコストは少ししか入れなくてよいと考えているのかもしれないが、もしそうなら国民に尻ぬぐいさせようと思っているのではないか。
- 原発のコストが本当に安いと思って経営をしているのか。総括原価方式の下、原発がある方が得をすると考えているのだとしたら、選択の自由の無い消費者は高くつく電気を買わされているのではないかと思ってしまう。
- 原発ゼロシナリオでのコスト想定と、再稼働ありの今のコスト想定と、きちんと比較検討されているのか。もし、比較検討されているなら、検討材料を消費者にも示していただきたい。
- 世論調査では、7～8割が原発再稼働に慎重であり、福井地裁の判決もあった。それらを無視して、再稼働をすすめようとしている。消費者の方に目が向いているのか。私達普通の市民は、安全な環境で安心して暮らしたい。何事も100%の安全はないが、事故が起きても被害が最小限におさえられるよう考えることが大事。原発はあまりにもリスクが大きく、大きな賭けのように思える。民間では、怖くて手が出せない事業だと思う。事故が起こっても、電気料金をあげればいい、税金でなんとかしてくれる、そんな甘えがあるのではと疑ってしまう。
- 自然エネルギーへの切り替えに初期投資がいるとしても、燃料代はかかるはず。事故時の被害も原発と比較できなくらい小さい。消費者の安心な暮らしを最優先に考えていただきたい。
- 高コスト高リスク高不人気の原発依存については賛成できない。原発に見切りをつけて、原発にかけている維持費を自然エネルギーへの導入や高効率火力発電の導入にまわしていただきたい。
- 未来世代に負担を押しつけたくない、今のエネルギー政策を何とかしないといけない

と思っている市民は確実に増えている。

- 関電は国のエネルギー基本計画に従って、原子力をベースロード電源として確保するというが、関西電力は国の方針に従わなければ、国から罰せられるのか。仮に国が原発ゼロの方針を出したら従うのか。

意見陳述27番：飯田 秀男 氏

(意見の概要)

- 関西電力がどういう努力をしてきたのか、また、しようとしているのかがわかりにくい。来年度の事業計画を早期に提示して公表すべきだが、時期を明確に言っていない。前回の電気料金審査専門小委員会で、小委員会の査定案が出る前に公表すると圧力がかかるので出せないとおっしゃったと受け止めている。再値上げを消費者に求めておりながら計画は査定後に出すというのは順序が逆ではないか。小委員会の査定案が出てくる前に来年度計画を公表すべき。
- 効率化で生じた原資について、関電は二つの選択肢があると言ってきた。自己資本への充当と値上げ幅の圧縮のどちらにどの程度配分するのか、一切明らかにされてきていない。早期に再稼働したときは料金値下げに充てるということだが、効率化全体で生み出した原資はどう使うか。
- 高浜原発の再稼働見込み、11月の根拠は何なのか。川内原発の手続きを見ての見込みだというが、前回値上げ時は4基稼働を見込んだが、再稼働に向けた手続き中であることしか根拠がなかった。高浜原発2基の稼働は関電の主体的な判断だけでは決まらない。希望的観測でしかない。前回の4基と比べて、確信度が高いという理由がわからない。
- 小委員会の査定が終わった後で計画を出してもらっても全く意味がない。小委に提出して議論することが真摯な対応ではないか。料金審査の場は駆け引きをする場ではない。計画が出てくるまで査定案は出すべきでない。
- 原発が1か月前倒しで稼働した場合はどれくらいの原資が出てくるか。逆に、再稼働が遅れた場合はどれくらいの費用が増えるのか。

意見陳述28番：沖野 純子 氏

(意見の概要)

- 電源構成変分認可制度という制度は知らなかった。こんな簡単に値上げできるのかと驚いた。
- 早期に再稼働した場合は値下げしたいと書いてあったが、原発が動かないから値上げというのは、消費者へのおどしである。

- 前回の公聴会でも陳述したが、値上げされた。関電の経営も苦しいかもしれないが、庶民の生活はもっと苦しい。女性たちから暮らしの実態アンケートをとったところ、生活のすべての面で節約し切り詰めている実態が明らかになった。節電に節電を重ねても電気代は上がっている。消費税増税によって、物価が上がり、暮らしがいっそう厳しくなっている。電気料金の値上げは高齢者やシングルマザーを直撃する。
- 福島原発事故以後、日本は大きく変わったと思う。変化していないのは関西電力の経営陣ではないか。原発に依存してきた関電のエネルギー政策を進めてきた経営陣の責任は非常に重い。経営効率化努力はやってきたと思うが、もっと努力すべき。役員報酬、顧問の手当は大幅に下げていただきたい。
- 労働者の賃下げは行わないでいただきたい。
- 現実には販売電力量の低下による売上の減少が収益に大きく影響しているのではないか。販売電力量は減少しており、値上げ後も売上が伸びることは期待できない。来年には家庭用も自由化になり、ますます販売は減っていくのではないか。その差額は料金に跳ね上がるのか。
- 原子力でつくる電気は安くない。関電は原発に頼らないエネルギーを進めてもらいたい。

意見陳述 29 番：松山 義広 氏

(意見の概要)

- 値上げの理由が納得いかない。原子力プラントが動いてないからとあるが、なぜ原発だけなのか。コストの安い電源が間に合わないということなら納得できる。お問い合わせダイヤルに電話しても、会社としては聞くだけとの回答であった。
- 経済産業省はこの理由で申請書を受け取ったのか。受け取る際に審査はしたのか。
- 経済産業省は第三者的な立場で審査するとあるが、どういう意味なのか。誰のためにやっているのか。
- 原発の発電コストは8.9円/kWhと書いてあるが、上限が書いていない。さらに廃棄物処理の問題、安全の問題、重大事故への対策の問題といったいろんな問題を抱えながら、関電はなぜ原発に固執するのか。安全で未来のあるエネルギーを考えていきたい。
- 石炭火力やLNGによる燃料費の改善についてもきちんと話はしていただきたいが、これらの対応についてこの4年間で関電は非常に遅れている。それは怠慢と言われても仕方が無い。
- 福島事故を経て一番学んだことは、安全基準を立てても事故は起こるということ。関電は事故が起きたときに、どう責任を取るのか。
- 誰が事故の対策の計画を立て、実行することになっており、誰が審査することになつ

ているのか。

意見陳述30番：米村 真美 氏

(意見の概要)

- 太陽光発電装置を作っているが、太陽光の買い取り価格が42円/kWhだったものが33円/kWhになっている。なぜ太陽光発電の普及にブレーキをかけるのか。太陽光はタダで、CO₂が出ない。自然エネルギーを高めて、燃料輸入量を絞っていけばいいのではないか。
- 原子力発電所へのテロ対策が欠落している。もし琵琶湖の水が汚染されたら、関西の人は住めなくなる。原子力はやめないといけない。止まっていても燃料棒を冷やしているので、事故の可能性がある。

意見陳述31番：有地 淑羽 氏

(意見の概要)

- 消費税の逆進性以上に電気料金の値上げは貧困世帯や年金世代、子育て世帯や介護世帯、また中小零細企業にとっての負担はとても大きくこれ以上の値上げは耐えられません。大企業の需要家は電気を選ぶことができるが、規制分野の一般消費者が電気を選択できない27年度の値上げは絶対やめてもらいたい。
- 手取り収入が増えない中、生活の多くの電気に頼る国民年金のみの一人暮らしの高齢者にとっては特に影響は大きい。貧困・年金世帯へのセーフティネット料金のような特別な配慮をしてほしい。
- 原子力発電所再稼働の安全対策工事について、今後どのくらいの費用をかけて再稼働までの工事をしていくのか知りたい。再稼働するための経費は言わず、燃料費のみを値上げの理由にして再稼働を迫るのは、国の姿勢として、企業のコンプライアンスとして共感できない。安全対策費は3年の間に3000億円と、収入不足額と遜色ない水準になっている。今後、再稼働を企図する原子力発電所の費用対効果を説明していただきたい。
- 原発が動いたからとからといって経営が良くなるのか疑問。自由化部門の顧客離れによる販売電力量の減少、再稼働への安全対策費、原発の維持管理経費、バックエンド費用、これらの負のコストは今後も関西電力を利用する消費者が高い電気料金として背負っていくのかが不安。来年度の自由化に向けて、中期的な経営方針を示して欲しい。
- 2012年、消費者教育基本法がつくられ、消費者の暮らし方や消費の選択で持続可能な世界にむけて社会を変えていく消費行動が求められている。原発の電気は放射性

廃棄物の処理も確立していない中では、持続可能なエネルギーとして安易に選択できない状況。地域社会、経済に貢献するローカルエネルギーを地元の住民と一緒に作りだし、地域が活性化され、住民は電気を選択して買っていく世の中となることを願っている。

- 中期計画を作る際には消費者目線の女性を入れることを検討して頂きたい。背広を着た男の人ばかりである。
- 現行の固定価格買取制度は、既存の電力会社にとっては買い取り量の増加が減収に繋がる仕組みになっており、とくに原子力発電という小回りのきかない形態を持つ電力会社にとっては心理的にも物理的にもあまりメリットとして感じることができない。再生可能エネルギーを設備投資できる民間企業や投資できる市民が損をしない仕組みではあるが、貧しい市民にとっては再エネ賦課金で電気料金が上がっていくことは負担に思う。化石燃料に課税する環境税をとり、自然エネルギーへの転換のしくみをある程度公平に広く負担する仕組みもほしい。
- 寒い冬にスイッチ一つで灯りがつくのはありがたいこと。関西電力には消費者から支持されて応援される会社になっていただきたいと思う。

関西電力の家庭用電気料金値上げ認可申請に 関するチェックポイント

平成27年2月24日
消費者庁

電気は、消費者にとって生活の基礎をなす必需的なものであり、さらには、地域独占的に供給されており、事業者の選択肢がなく、その料金の値上げは、国民生活に大きな影響を与えるものである。また、電気料金の値上げは、家庭用電気料金のほか、商品やサービスのコスト上昇圧力という形でも、家計に負担を与えるものである。

このため、電気事業者が、徹底した経営効率化の努力を行うとともに、料金の水準及び内容並びに提供されるサービスについて十分な情報提供及び明確な説明を行い、電気料金の値上げについて、消費者の理解がより得られるようになることが重要である。そして、提供されるサービスが、可能な限り低廉であり、かつ、中長期的にも安定供給が確保されるものとして、消費者の権利^注に即し消費者の意見を政策へ反映させるといった消費者の利益によりかなったものになることが求められている。関西電力株式会社は、地域の市民生活と生産活動の基礎である電気を供給する事業者として、社会的責任を果たすことが求められている。

特に、今般の関西電力株式会社による値上げ認可申請は、電源構成変分認可制度に基づくものであることから、次の点に留意する必要がある。第一に、今般の値上げ認可申請は、通常の認可申請の場合よりも査定対象項目は一部に限られているものの、今般の値上げ認可申請の前提として、関西電力株式会社は、平成25年5月の値上げ実施からわずか1年7か月での再値上げ申請であり、前回の査定を踏まえた効率化計画を項目ごとに着実に実施したかが問われるとともに、効率化の進捗状況及び今後の収支見通しも含めて消費者に明確に説明す

^注 消費者基本法（昭和43年法律第78号）第2条では、「国民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、消費者の安全が確保され、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供され、消費者の意見が消費者政策に反映され、並びに消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されることが消費者の権利である」と規定している。

る責任がある。第二に、前回の認可以降、他のいくつかの電力株式会社の値上げ認可が行われているが、他社の査定においてより厳しい基準が適用されている事項については、関西電力株式会社も他社並みの基準又は再値上げであることから、それ以上の基準を達成するよう努力すべきである。第三に、今後、電源構成の変更により費用削減が可能となった場合、速やかに料金値下げを行うことを明確にすべきである。

また、経済産業省は、電源構成変分認可制度に基づく今般の査定対象項目について、厳格な審査を行い、その結果を広く明らかにするとともに、今回の査定対象以外の項目については、関西電力株式会社の効率化努力を厳しく検証してその結果を広く公表し、関西電力株式会社に対して、効率化の進捗状況についてこれまで以上に丁寧に消費者に説明するよう促すべきである。

消費者庁では、こうした観点から、今般の関西電力株式会社の値上げ認可申請に当たっての本チェックポイントを作成した。

なお、消費者庁が大阪市内で開催した意見交換会においては、再生可能エネルギーの使用拡大等、再生可能エネルギーに関する意見、原子力発電のコストやリスク等、原子力発電に関する意見が多数表明され、消費者の関心の高さがうかがえた。事業者に対しては、こうした消費者の重要な関心事項について十分な検討を行い、情報提供を行うことを期待したい。

※ 今後の検証過程で変更を加えることがあり得る。また、原価に算入されない項目にも、言及していることに留意。

【総論】

①原子力発電が停止した東日本大震災以降及び前回の値上げ後の経営努力を明確に説明しているか。

<査定対象項目>

【燃料費、購入電力料等】

②メリットオーダーを徹底するための方策について、石炭のほかLNG、原油、水力及び再生可能エネルギーについて明確に説明しているか。

③自社電源も含めて他社から購入する電力量の算定に当たり、メリットオーダーを徹底していることを明確に説明しているか。

- ④燃料費、購入電力料の単価引下げの努力は徹底されているか。他企業との燃料の共同調達など、抜本的な取組を行っているか。
- ⑤卸電力取引所の活用による単価引下げの効果を原価に適切に織り込んでいるか。
- ⑥購入電力料に関して、最近の原油価格下落による費用削減効果を原価に適切に織り込んでいるか。
- ⑦今般の値上げ申請による料金の値上げ額と、燃料費調整制度に基づく料金の調整額の関係を明確に説明しているか。また、消費者に対して分かりやすく情報提供を行っているか。

<直接の査定対象項目ではないが、事業者による積極的な取組や消費者への丁寧な情報提供・説明が求められるもの>

【経営効率化】

消費者に大幅な負担増を求める前提として、項目ごとに査定ベースの効率化を達成するにとどまらず、原価に算入されていない項目であっても、最大限の企業努力を真摯に行うべきである。また、その内容を積極的に消費者に伝え、共感を得られるよう努めるべきである。

- ⑧費用項目別に見て、査定ベースの効率化が未達成のものについて、その理由を明確に説明しているか。
- ⑨役員報酬などの人件費削減について、平成 25 年度実績及び平成 26 年度の見込みでは査定額の水準まで達成していないが、平成 27 年度において、平成 25 年度～平成 27 年度の 3 か年平均で達成すべく、更なる削減に取り組むための計画を明確に説明しているか。
- ⑩健康保険料の事業主負担割合について、平成 27 年度末に 53% 台までの引下げを達成するための方法を明確に説明しているか。
- ⑪消費者に大幅な負担増を求めるに当たり、原価に算入されていない顧問関連の経費の必要性について、消費者の理解を得るための説明を行っているか。また、更なる削減の努力を行う計画はあるか。

- ⑫競争入札比率について、平成27年度も引き続き高水準を目指すための具体的な方法を明確に説明しているか。
- ⑬修繕費について、緊急避難的な繰延べなどにより効率化を進めるとしているが、結果的に繰延べによりかえって修繕費用が過大になることはないか。また、繰延べの範囲と金額及び繰延べによる節約分を何の費用に充てているかについて明確に説明しているか。
- ⑭普及開発関係費等の削減の主な取組として、PR施設の一部休館などを挙げているが、更に削減できる事業や削減時期の前倒しの余地はないか。
- ⑮寄付金、団体費等の諸経費等について、更に削減できる余地はないか。
- ⑯資産（本社・営業拠点の土地・建物、有価証券等）の売却、グループ会社の再編・統廃合、グループ会社に留保されている利益剰余金の取崩し等について、更なる取組の余地はないか。電気事業の遂行に直接的な関係を有しない資産の売却の余地はないか。

【販売電力量】

- ⑰自由化部門における販売電力量の減少の要因である需要家の離脱を解消するための努力を行っているか。

【料金体系等】

- ⑱消費者が電気料金を節約できるメニューについて、前回値上げ時よりも積極的に広報・普及に取り組むこととしているか。
- ⑲大幅な値上げであることを踏まえ、消費者のための激変緩和措置の方策が具体的に検討されているか。
- ⑳三段階料金の段階別料金設定において、少額一般家庭利用者にとって負担が緩和されるための方策が検討されているか。

【財務状況】

- ㉑純資産の毀損を回避するために、渇水準備引当金の取崩しの許可申請を行う余地はないか。

【今後の料金値下げ】

- ②今般の値上げ認可申請は電源構成変分認可制度によるものである。今後、電源構成の変動が今般の認可申請において想定している時期よりも早く解消された場合には、速やかに料金値下げが実施されることを確保できる措置がとられているか。また、想定どおりの時期以降であっても、原価算定期間内に解消された場合には、原価算定期間終了後、速やかに費用削減分を引き下げるなどを確保する措置がとられているか。さらに、原価算定期間終了後に、改定の原因となった事象が解消された場合には、各号機の再稼働に応じて順次、速やかに再稼働による原価低減分の値下げを行うことを確保する措置がとられているか。それぞれの場合に、高浜3・4号機の再稼働時期に応じて原価低減分や値下げ幅が消費者に分かるよう、事例などを用いて具体的に情報開示を行っているか。
- ③原価算定期間内に、今回の値上げの原因となった自助努力の及ばない電源構成の変動が解消されない場合であっても、原価算定期間内は値上げは行わないことを確保する措置がとられているか。

【今後、中長期的に取り組むべき事項】

- ④消費者が電気料金を理解するに当たって、電力事業、原子力政策を含めたエネルギー政策の今後の在り方、コスト（原子力発電に関して直接電気料金に含まれない社会的費用を含む。）の負担は消費者の重要な関心事項である。再生可能エネルギーの使用拡大等、エネルギーの多様化について消費者の関心が高いが、こうしたことについて、電力自由化も踏まえ十分な検討と説明・情報提供をすることにしているか。

以上

消費者庁からの意見への対応について

平成 27 年 5 月

経済産業省

I. 全体的な評価**【査定方針案全般】**

- 今般の査定方針案は、消費者委員会公共料金等専門調査会家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会（以下「調査会」という。）での調査審議を経て、本年 2 月 24 日に消費者庁が取りまとめたチェックポイントで指摘した意見をおおむね踏まえたものとなっている。このことは、家庭用電気料金値上げに係る認可申請の審査の過程において、チェックポイントを公平かつ効率的な料金査定方針案策定のための指針とすることが定着したものと評価できる。
- 今回の査定は、電源構成変分認可制度（一般電気事業供給約款料金算定規則（平成 11 年 12 月 3 日通商産業省令第 105 号）第 19 条の 2。以下「電変」という。）に基づいて提出された申請であり、査定の前提として、需要家に更なる負担を求めるに当たり、今般の料金改定の「前提計画」として位置付けられている経営効率化計画が、前回改定の査定方針及び認可時に求めた経営効率化を反映したものであるかどうか、その進捗状況・内容等を十分に確認するとの方針のもとになされたことは評価できる。また、チェックポイントで示した点を経営効率化の指標としておおむね取り入れたことについても評価できる。
- 査定方針案において、昨年の北海道電力株式会社の再値上げに際してチェックポイントで提起した電気料金の値下げの条件についての考え方を踏襲し、値下げについての条件を明らかにしている点、値下げの実施時期や値下げ幅等について、経済産業省電気料金審査専門小委員会がフォローアップを行うこととしている点については評価できる。今後、フォローアップは適時・適切に行われるべきであり、さらに、値下げ幅等について消費者から公開の場で意見を聴く機会等を設けるべきである。
- 査定方針案において、本年 3 月 17 日に美浜発電所 1・2 号機の廃炉が決定したことによる修繕費や諸経費の減少分、また、同日に日本原電敦賀発電所 1 号機の廃炉が決定したことによる購入電力料の減少分について、その全額が電気料金負担の軽減に活用することを求めたことは評価できる。消費者から再値上げによる負担増を懸念する声が多く出ていることから、今回の電気料金にこれらの減少分を反映させることを関西電力株式会社に求める。

【審査プロセス】

- 経済産業省における審査プロセスにおいて、公聴会の開催や「国民の声」の募集などを通じて、消費者の意見を広く聴取するとともに、事業者に詳細な情報提供を求め、精力的な審査を行った点は評価できる。ただし、査定方針案についても消費者が十分理解で

きるよう、十分周知する等、配慮すべきである。

○関西電力株式会社が、経営効率化を更に進めることを表明したこと、さらに、需要家に対する説明会を実施し、情報提供に努めたことは評価できる。消費者からの厳しい声に鑑み、電力供給事業者として、自社の経営が管内の経済及び消費生活に多大な影響を与えることを十分自覚し、消費者の共感を得るために積極的な取組や丁寧な情報提供・説明を行うべきである。

【個別項目及び今後の課題】

○Ⅱ. で掲げる「経営効率化」、「燃料費、購入電力料等」、「今後の料金値下げ等」などの個別項目について、経済産業省と関西電力株式会社には、更なる対応を求め、結果について説明を求めたい。

1. 電気料金の認可プロセスについては、平成24年3月に取りまとめた「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」報告書（以下「有識者会議報告書」という。）や、消費者委員会・消費者庁の提言内容を踏まえ、料金審査プロセスを改善するとともに、その後の経験も踏まえて、見直しを行っている。現在、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電気料金審査専門小委員会（以下「電気料金審査専門小委員会」という。）の委員には、消費者問題の専門家に参加いただくとともに、電気料金審査専門小委員会の審議についてインターネット中継を行った。また、公聴会については、消費者団体等を通じ700以上の団体に周知依頼を行うとともに、電気料金審査専門小委員会の委員の参加も得た。「国民の声」については、本年1月6日から3月3日まで募集を行い、計161通の御意見を得た。
2. 電気料金審査専門小委員会の審査においては、消費者庁より示されたチェックポイントも踏まえた形で議論が行われ、電気料金審査専門小委員会査定方針案（以下「査定方針案」という。）に反映した。
3. 値下げに関しては、値下げの実施時期や値下げ率等の適正性を確認・検証するとともに、広く情報を公開する観点から、値下げの時期を問わず（原価算定期間内外問わず）、電気料金審査専門小委員会によるフォローアップを行うこととしており、関西電力から値下げに係る手続きがなされた際には、できるだけ速やかに実施してまいりたい。
4. なお、値下げのフォローアップを行う際には、消費者の代表が委員として審議に参加する電気料金審査専門小委員会に消費者庁及び消費者委員会事務局からも参画を得て、一緒に確認することとする。情報公開を確保しつつ、これらの確認を通じて、関西電力において適正な形で値下げを実施することを促すことしたい。
5. 査定方針案については、取りまとめ後に記者ブリーフィングを行うとともに、ホームページでの公開を行っており、問い合わせがあった場合の対応など、引き続き丁寧な情報提供に努めてまいりたい。
6. 関西電力からは、美浜発電所1・2号機、日本原電敦賀発電所1号機の廃炉に伴う費用の減少額は電気料金の負担の軽減に活用する旨の説明があったが、費用の減少分について

は、今回の料金改定においてその全額を電気料金の負担の軽減に活用することを求めるこ
ととしたい。また、次回の料金改定に際しては、廃炉に伴う費用の減少分が原価に織り込
まれていないことを厳格に確認してまいりたい。

7．関西電力は需要家への情報提供・説明について「当社ホームページでのお知らせの他、
検針時におけるチラシの配布等を通じて、値上げの申請に至った理由や主なご契約メニュー
における値上げ影響額等について、幅広くお知らせしてまいります。また、お客さまや
各種団体さまへのご訪問時、あらゆる機会を通じて丁寧かつ分かりやすいご説明に努めて
まいります。」としており、経済産業省としても、引き続き、情報提供・説明が積極的に
行われるよう促してまいりたい。

II. 個別項目

【経営効率化】

○大阪で開催した消費者及び消費者団体との意見交換会において、役員及び顧問の人数並びに報酬の削減や関西電力グループ全体の経営効率化が不十分との意見が多く出ていた。他方、関西電力株式会社は、本年4月10日に開催した第24回経済産業省電気料金審査専門小委員会において、更なる効率化努力等の論点について、料金審査の合理的な査定の検討を求める発言を行っており、「能率的な経営」の考え方について、消費者と関西電力株式会社の間には隔たりがみられた。

消費者に再値上げによる負担について理解を求めるためにも、更なる役員報酬の減額が必要であり、特に顧問関連経費については徹底的な見直しを求める。また、チェックポイントで指摘した健康保険料の高水準の事業主負担割合の平成27年度末までの53%台への引下げ、普及開発関係費等の削減、寄付金・団体費等の諸経費等の削減、資産の売却、グループ会社の利益剰余金の取崩し等によるグループ全体の経営効率化にも徹底して取り組むよう、関西電力株式会社に促し、査定に反映させるべきである。

1. 前回の料金改定時の査定方針で求めた原価算定期間を通じた経営効率化については、概ね進捗していると評価できるものの、一部コスト削減等において未達となっている費目があり、原価を超える支出が見られた。当該支出は、原価上は織り込まれていないため、料金には反映されないものの、それに見合うべく他の費目で効率化の深掘りを行っているものと考えられる。他の費目での効率化の深掘りは通常であれば望ましく、効率化インセンティブを維持する観点から尊重されるべきである。しかしながら、財務基盤の毀損等を背景として再値上げを行う局面に当たっては、原価に織り込まれていない支出をしている限り、その分純資産が削られ要資金調達額が増えていく等の観点からは、効率化の深掘りによって生み出される原資は、需要家への還元や財務基盤強化に充てられるべきと考えられる。
2. 関西電力からは、第20回電気料金審査専門小委員会において、「効率化の深掘りの成果は、大きく毀損した財務体質の回復のみならず、お客さまの電気料金のご負担の軽減をはかるべく、活用してまいりたい」との表明があり、第23回電気料金審査専門小委員会において、平成27年度における経営効率化の具体的な取組について説明があった。
さらに、関西電力からは平成27年5月12日に、当面の間、役員報酬を更に削減すること及び顧問報酬をゼロとすること等の表明があった。
3. 関西電力においては、経営効率化の取組を着実に実施するとともに、需要家負担の急激な増加を緩和する観点から、更なる効率化の徹底により、需要家に還元する方策を以下のとおり実施する。
 - ・更なる経営効率化の徹底により、350億円を原資として、値上げ実施日より9月30日の使用分までの4ヶ月間、値上げ後の電力量料金単価より一律0.91円/kWh（税込み）軽減する。

○査定方針への対応状況等

(1) 平成25年度の実績及び平成26年度の見通し

①概要

(単位：億円)

費用項目	平成25年度					平成26年度				
	効率化実績(A)	効率化計画(B)	査定額(C)	(A)-(B)	(A)-(B)-(C)	効率化見通し(A)	効率化計画(B)	査定額(C)	(A)-(B)	(A)-(B)-(C)
人件費	373	338	113	35	▲78	366	341	111	25	▲87
燃料費・購入電力料	445	253	91	193	102	1,086	535	98	551	454
設備投資関連費用	98	53	33	46	12	103	64	33	39	5
修繕費	470	243	53	227	174	607	310	60	297	236
諸経費等	446	366	124	80	▲45	526	381	125	145	20
合計	1,833	1,253	415	580	166	2,688	1,632	428	1,056	628

(第21回 電気料金審査専門小委員会 資料4 (関西電力資料))

②人件費

【現行料金に反映している経営効率化】

(単位：億円)

項目	平成25年度			平成26年度			差分説明
	実績[A]	計画[B]	差引[A]-[B]	見通し[A]	計画[B]	差引[A]-[B]	
役員報酬の削減	3	3	0	3	3	0	平成24年10月から平均25%減の4,100万円/人への引下げを実施。
採用抑制による人員削減	-	-	-	17	9	8	平成26年度定期採用の前年度比170名減等を実施。
給料手当の削減	285	281	4	279	279	0	基準賃金の約5%減額および賞与の支給見送りを実施。
厚生費の削減等	59	54	5	62	50	11	厚生施設の全廃等を実施。
合計	347	338	9	361	341	19	

【査定方針への対応状況】

(単位：億円)

項目	平成25年度			平成26年度			差分説明
	実績[A]	査定[B]	差引[A]-[B]	見通し[A]	査定[B]	差引[A]-[B]	
役員報酬は、国家公務員指定職の水準(1,800万円/人)	3	4	▲1	4	4	▲ α	平成25年4月から平均60%減の2,100万円/人、27年1月から1,800万円/人へ引下げるが未達成。
1人当たり給与水準は、627万円	21	91	▲71	0	89	▲89	
退職給付水準は、▲400万円程度/人	0	12	▲12	0	12	▲12	査定方針の水準までは引下げておらず、未達成。なお、他の費目も含めた経営全般での効率化により、全体では達成。
健康保険料の会社負担割合は、平成27年度末に53%台	0	2	▲2	0	2	▲2	
持株会奨励金は、原価不算入	1	1	▲1	1	1	▲1	
その他	1	2	▲1	1	2	▲1	顧問報酬の支給等により、未達成。
合計	26	113	▲87	6	111	▲106	
効率化計画分+査定対応分	373	451	▲78	366	453	▲87	

(第21回 電気料金審査専門小委員会 資料4 (関西電力資料))

③燃料費・購入電力料

【現行料金に反映している経営効率化】

(単位：億円)

項目	平成25年度			平成26年度			差分説明
	実績 [A]	計画 [B]	差引 [A]-[B]	見通し [A]	計画 [B]	差引 [A]-[B]	
姫路第二発電所のコンバインドサイクル化による燃料費削減	161	147	14	471	419	53	設備更新時期前倒しを実施。
燃料調達価格の削減 (LNG価格、石炭価格)	4	4	α	5	4	1	LNG:輸入代行手数料の引下げを実施。 石炭:共同調達による安価な輸入炭を購入。
購入電力料の削減（調達価格の削減 卸電力取引所取引の活用）	102	102	0	112	112	0	他社電源、自家発等の固定費削減、卸電力取引所からの安価な電力購入を行うことによる削減を実施。
合計	267	253	14	588	535	53	

【査定方針への対応状況】

(単位：億円)

項目	平成25年度			平成26年度			差分説明
	実績 [A]	査定 [B]	差引 [A]-[B]	見通し [A]	査定 [B]	差引 [A]-[B]	
燃料調達価格の削減 (LNG価格、石炭価格)	32	44	▲12	253	56	197	平成25年度は調達価格の低減に努めたものの、 スポット市況高騰の影響等もあり未達成。
購入電力料の削減（調達価格の削減 卸電力取引所取引の活用）	146	47	99	245	42	204	他社電源、自家発等の固定費削減、卸電力取引所からの安価な電力購入を行うことによる削減を実施。
合計	178	91	88	498	98	400	
効率化計画分+査定対応分	445	343	102	1,086	633	454	

(第21回 電気料金審査専門小委員会 資料4 (関西電力資料))

④設備投資関連費用

【現行料金に反映している経営効率化】

(単位：億円)

項目	平成25年度			平成26年度			差分説明
	実績 [A]	計画 [B]	差引 [A]-[B]	見通し [A]	計画 [B]	差引 [A]-[B]	
調達価格の削減	8	8	0	26	26	0	調達価格削減により費用を削減。
工事実施時期・内容の見直し	45	44	α	40	38	2	業務・工事内容の見直しにより費用を削減。
合計	53	53	α	67	64	2	

【査定方針への対応状況】

(単位：億円)

項目	平成25年度			平成26年度			差分説明
	実績 [A]	査定 [B]	差引 [A]-[B]	見通し [A]	査定 [B]	差引 [A]-[B]	
特別監査	0	31	▲31	0	29	▲29	空管路や空回線等の稼動設備を査定されていることから、費用計上は避けがたい。
調達価格のさらなる削減等 (効率化深掘り等)	45	3	43	36	5	32	業務・工事内容の見直しや、調達価格削減等により費用を削減。
合計	45	33	12	36	33	3	
効率化計画分+査定対応分	98	86	12	103	98	5	

(第21回 電気料金審査専門小委員会 資料4 (関西電力資料))

⑤修繕費

【現行料金に反映している経営効率化】

(単位：億円)

項目	平成25年度			平成26年度			差分説明
	実績 [A]	計画 [B]	差引 [A]-[B]	見通し [A]	計画 [B]	差引 [A]-[B]	
調達価格の削減	168	168	0	189	189	0	調達価格削減により費用を削減。
スマートメーター単価の削減	12	42	▲30	77	77	0	平成25年度は仕様見直しや競争入札等により単価削減を実施するも、査定後単価には至らず。
工事実施時期・内容の見直し	45	33	12	48	44	4	業務・工事内容の見直しにより費用を削減。
合計	225	243	▲18	314	310	4	

【査定方針への対応状況】

(単位：億円)

項目	平成25年度			平成26年度			差分説明
	実績 [A]	査定 [B]	差引 [A]-[B]	見通し [A]	査定 [B]	差引 [A]-[B]	
特別監査	0	10	▲10	0	10	▲10	空管路や空回線等の稼動設備を査定されていることから、費用計上は避けがたい。
スマートメーター単価のさらなる削減	0	20	▲20	42	25	17	平成25年度は仕様見直しや競争入札等により単価削減を実施するも、査定後単価には至らず。
調達価格のさらなる削減等 (効率化深掘り等)	245	23	222	251	26	225	業務・工事内容の見直しや、調達価格削減等により費用を削減。
合計	245	53	193	293	60	232	
効率化計画分+査定対応分	470	296	174	607	371	236	

(第21回 電気料金審査専門小委員会 資料4 (関西電力資料))

⑥諸経費等

【現行料金に反映している経営効率化】

(単位：億円)

項目	平成25年度			平成26年度			差分説明
	実績 [A]	計画 [B]	差引 [A]-[B]	見通し [A]	計画 [B]	差引 [A]-[B]	
節電や省エネ推進を目的とした費用等の削減	103	150	▲47	139	148	▲10	節電・省エネ・需要抑制に資する費用等を支出したため未達成。
調達価格の削減	220	216	3	264	233	31	業務内容の見直しや、調達価格削減等により費用を削減。
合計	323	366	▲43	403	381	22	

【査定方針への対応状況】

(単位：億円)

項目	平成25年度			平成26年度			差分説明
	実績 [A]	査定 [B]	差引 [A]-[B]	見通し [A]	査定 [B]	差引 [A]-[B]	
特別監査	0	7	▲7	0	7	▲7	空管路や空回線等の稼動設備を査定されていることから、固定資産税等の費用計上は避けがたい。
節電や省エネ推進を目的とした費用等の削減	45	75	▲30	42	74	▲32	節電・省エネ・需要抑制に資する費用等を支出したため未達成。
調達価格のさらなる削減等 (効率化深掘り、原価変動による影響等)	78	43	35	81	44	37	業務内容の見直しや、調達価格削減等により費用を削減。
合計	123	124	▲1	123	125	▲2	
効率化計画分+査定対応分	446	491	▲45	526	506	20	

(第21回 電気料金審査専門小委員会 資料4 (関西電力資料))

(2) 平成27年度の経営効率化計画の概要

①概要

費目	平成27年度				
	見通し (A)	目標額 (B)		差引 (A)-(B)	
		効率化計画	査定額		
人件費	489	465	354	111	24
燃料費・購入電力料	1,044	914	669	245	130
設備投資関連費用	127	117	82	35	10
修繕費	610	370	309	61	240
諸経費等	561	489	361	128	72
小計	2,832	2,355	1,775	579	477
資産売却等	200	—	—	—	200
合計	3,032	2,355	1,775	579	677

(第23回 電気料金審査専門小委員会 資料5 (関西電力資料))

②人件費

項目	主な取組み内容		27年度効率化額(億円)		
	25~26年度	27年度	見通し [A]	目標額 [B]	差引 [A]-[B]
採用抑制による人員削減	・26年度の採用数を前年度比▲170人の388人に、27年度は更に250人まで抑制した結果、在籍人員は、前回改定時計画(24年度末～27年度末)の▲約500人を上回る、▲約750人となる見通し	・継続した要員効率化を推進	40	23	17
役員報酬	・社内役員で平均60%程度の減額を実施してきたが、平成27年1月から、さらに5%程度減額幅を深掘りし、社内役員で平均65%程度の減額	・平成27年1月から実施の社内役員で平均65%程度の削減を継続(1,800万円)	7	7	0
給料手当	・基準賃金の約5%の減額や、賞与の支給見送りにより、年収をH23の790万から660万程度まで削減	・査定方針に沿って、年収を627万円まで削減すべく、努力	354	354	0
退職給与金	－	・査定方針に沿って、退職金にかかる費用を12億円(査定額)削減すべく、努力	12	12	0
厚生費	・保養所や体育施設の廃止等に取り組み、25年度の一般厚生費を、査定後水準を下回る24.0万円/人まで削減	・継続した効率化を推進	62	62	0
委託検針費	・委託手数料の引き下げ	・継続した効率化を推進	13	5	7
雑給	・顧問人数の削減および顧問報酬の減額(1億4千万円程度/14名分から、4千万円程度/7名分)	・顧問について、委嘱内容を吟味し、さらなる削減に努める	1+ α	1.4	▲ β
合計	－	－	489	465	24

(第23回 電気料金審査専門小委員会 資料5 (関西電力資料))

③燃料費・購入電力料

項目	主な取組み内容		27年度効率化額(億円)		
	25~26年度	27年度	見通し [A]	目標額 [B]	差引 [A]-[B]
火力燃料費の削減	・姫路第二発電所のコンバインドサイクル化による燃料費削減(運開時期をさらに1~5ヶ月前倒し)	・これまでと同様の取組みを着実に実施し、新姫路第二発電所6号機の運開時期を3ヶ月前倒し	582	549	33
	・LNG輸入代行手数料の削減		2	2	α
	・他社との連携および調達先の分散化等、売主との交渉力向上による価格削減	・これまでと同様の取組みを着実に実施	2	2	0
	・LNG価格査定への対応として、市況の動向を踏まえた機動的なスポット調達を実施	・27年度の査定額189億円は、26年度の査定額53億円と比べても非常に厳しい水準であるが市況緩和時の国際入札の実施等、当該認可単価水準の実現に向けた取組みを実施	200	189	11
	・石炭価格査定への対応として、安価な石炭調達を実施	・これまでと同様の取組みを着実に実施	2	2	0
購入電力料の削減	・他社電源、自家発等の固定費用削減 ・卸電力取引所から安価な電力購入を行うことによる燃料費削減	・他社電源、自家発等の固定費用削減や卸電力取引所から安価な電力購入を着実に実施	256	169	86
合計	—	—	1,044	914	130

(第23回 電気料金審査専門小委員会 資料5 (関西電力資料))

④設備投資関連費用

項目	主な取組み内容		27年度効率化額(億円)		
	25~26年度	27年度	見通し [A]	目標額 [B]	差引 [A]-[B]
調達価格の削減	・競争発注の拡大(サプライヤー増【新規発掘】、総合評価方式等) ・取引先提案による設計や仕様の見直し ・価格調査のさらなる充実	・競争発注比率のさらなる拡大(27年度の目標である30%はもちろん、中長期的に拡大するべく努力) ・設計や仕様の見直しといったこれまでの取組みを第三者評価の結果を踏まえ、さらに加速	91	57	34
工事実施時期・内容の見直し等	・設備余寿命診断技術の向上による最適な改修時期の見極めに基づく見直し ・新工法等の採用による建設費抑制	・最適な改修時期の見極めに基づく見直しや、新工法等の採用による建設費抑制といったこれまでの取組みを着実に実施	36	33	3
特別監査	—	—	0	26	▲26
合計	—	—	127	117	10

(第23回 電気料金審査専門小委員会 資料5 (関西電力資料))

⑤修繕費

項目	主な取組み内容		27年度効率化額(億円)		
	25~26年度	27年度	見通し [A]	目標額 [B]	差引 [A]-[B]
調達価格の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・競争発注の拡大 (分離発注 [サードパーティ]、順位配分競争等) ・設計や仕様の見直し (業務内容の見直し、仕様の見直し等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・競争発注比率のさらなる拡大 (27年度の目標である30%はもちろん、中長期的に拡大するべく努力) ・設計や仕様の見直しといったこれまでの取組みを第三者評価の結果を踏まえ、さらに加速 	421	214	208
スマートメーターの価格低減	<ul style="list-style-type: none"> ・競争発注の活用 (26年度下期以降調達分について一般競争入札を実施) ・設計や仕様の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・競争発注の継続活用 (27年度以降調達分についても、継続して一般競争入札を実施) ・設計や仕様の見直し 	146	109	38
工事内容の見直し等	<ul style="list-style-type: none"> ・機器点検手法の変更 ・工法の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・機器点検手法の変更や工法の見直しといった、これまでの取組みを着実に実施 	42	37	5
特別監査	－	－	0	11	▲11
合計	－	－	610	370	240

(第23回 電気料金審査専門小委員会 資料5 (関西電力資料))

⑥諸経費等

項目	主な取組み内容		27年度効率化額(億円)		
	25~26年度	27年度	見通し [A]	目標額 [B]	差引 [A]-[B]
委託費	<ul style="list-style-type: none"> ・委託内容の見直しや競争的発注方法の拡大等による調達価格の削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取組みに加え、管理間接部門の業務プロセス改革の確実な推進による継続的なコスト削減 	153	123	29
諸費	<ul style="list-style-type: none"> ・寄付金、団体費の削減等(支出のとりやめ、減額) ・出張旅費や通信運搬費の徹底した削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取組みの継続・拡大 	41	40	2
普及開発関係費	<ul style="list-style-type: none"> ・節電・省エネ関連や電気の安全など公益的な情報発信等の削減 ・PR施設の一部休館、運営費用の削減 ・お客さま対応に係る活動内容の見直し、節電・省エネ関連の各種お客さま説明ツールの削減等 	<ul style="list-style-type: none"> ・節電・省エネ関連や電気の安全など公益的な情報発信等のさらなる削減（一般向け広報誌の休刊など）、お客さまへの節電・省エネ関連活動のさらなる精査、各種お客さま説明ツールのさらなる削減の徹底等 	175	175	0
研究費	<ul style="list-style-type: none"> ・研究内容厳選、研究成果の他電力会社との共有化による自社研究の減 ・研究計画の抜本的な見直し等 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取組みの継続・拡大 	49	49	0
その他費用	<ul style="list-style-type: none"> ・リユースの拡大等による事務用品等の消耗品費の削減 ・調達価格削減による廃棄物処理費等の削減等 	<ul style="list-style-type: none"> ・社員研修などの研修内容の抜本的な見直しによる養成費の削減等 	144	102	41
合計	－	－	561	489	72

(第23回 電気料金審査専門小委員会 資料5 (関西電力資料))

【燃料費、購入電力料等】

- 値上げの大部分を占める燃料費について、メリットオーダーの徹底を行い、自社火力の発電電力量の増加分及び燃料消費数量の再算定を行い、料金原価から費用を上回る部分を減額すべきとしたことは評価できる。
- メリットオーダーにより、揚水発電の増分による費用と、当該電力量を他社から購入した際の費用の差を、料金原価から減額すべきとしたことは評価できる。
- 石炭火力発電所の定期点検の繰延べについて、今回の申請では平成27年度の計画値が料金算定上、需要家に大きな追加負担を強いるものになっている点に関し、平成25年度から平成27年度までの3か年平均で見れば当初想定を下回る補修日数¹となっていることを踏まえ、少なくとも前回認可と同じ水準の石炭火力発電所の稼働日数及び発電量を織り込むべきとしたことは評価できる。
- 水力発電や新エネルギーの発電電力量の減少分を、「社会的経済的事情の変動」によるものと認めず、自社火力の発電電力量の増加分及び燃料消費数量の再算定を行い、そのことによって生じる燃料費の変動額を料金原価から減額すべきとしたことは評価できる。
- 各種燃料の追加調達価格について、調達価格が最も低価格なものの価格（トップランナーアー価格）を原価織込価格とすべきとしたことは評価できる。

燃料費に係る以下の項目について、再算定を行った結果、申請額の削減額は、166.78億円となる。

1. 揚水発電について、発電電力量の増分（前回認可発電量（3ヶ年平均）からの増分）については、他社から購入すると考え、今回の申請に織り込んでいる揚水発電の増分に係る費用と、当該電力量を他社から購入した際の費用の差を、料金原価から減額する。その際、当該電力量が織り込まれている時期に応じて単価は変動すると考えられること、織り込まれている時間帯は需給が逼迫する日中であると考えられることから、他社から購入する価格としては、各月の昼間の卸電力取引所取引の約定価格を参照することが適当である。また、相応の電力量の調達を求めることがとなり、同水準の価格での調達は困難であると考えられることから、当該価格に一定水準の上乗せを行った価格とすることが適当である。
2. 石炭火力発電について、補修日数は、平成25年度、平成26年度の実績は、いずれも計画値を大きく下回る中、今回織り込んでいる平成27年度の計画値が過去の実績に比して突出して大きくなっていること、その結果として、平成25～27年度の3ヶ年平均で見れば当初想定を下回る補修日数となるにも関わらず、料金算定上、需要家に大きな追加負担を強いることとなってしまうこと等を踏まえれば、今回の供給力想定においても、少なくとも前回認可（3ヶ年平均）と同じ水準の石炭火力発電量を織り込むこととする。このた

¹ 石炭機の合計補修日数について、関西電力株式会社は、前回改定時に平成25年度から平成27年度までの合計で446日を想定していた。これに対し、今回の申請では、平成27年度に166日を想定しているが、平成25年度及び平成26年度の実績との合計は405日となり、前回改定時の想定の合計から41日減少していることになる。（出典：「電気料金審査専門小委員会（第24回）」の資料6のP.16）

め、上記の考え方に基づき、自社火力の発電電力量及び燃料消費数量の再算定を行い、そのことによって生じる燃料費の変動額を料金原価から減額する。

3. 水力発電について、前回認可時の想定に比べ、前回計画以降の発電機トラブルや至近年のゲリラ豪雨の増加等による計画外停止の増加を織り込んでおり、その分発電電力量が減少している。しかしながら、今般の値上げ認可申請の理由である「社会的経済的事情の変動」によるものとは位置付けられない（原発の再稼働の遅れとの直接の因果関係は認められない）ため、計画外停止の増加は認めない。これに伴い、自社火力の発電電力量及び燃料消費数量の再算定を行い、そのことによって生じる燃料費の変動額を料金原価から減額する。
4. 新エネルギーについて、直近実績を踏まえて織り込んでおり、前回認可時の想定に比べ、太陽光発電やバイオマスについては電力量が増加しているものの、風力発電については申込事業者事由による計画の中止により、廃棄物発電については売電主体の入札の結果に伴う契約の切替えにより、それぞれ電力量が減少している。しかしながら、今般の値上げ認可申請理由である「社会的経済的事情の変動」によるものとは位置付けられない（原発の再稼働の遅れとの直接の因果関係は認められない）ため、風力発電、廃棄物発電の電力量の減少は認めない。これに伴い、自社火力の発電電力量及び燃料消費数量の再算定を行い、そのことによって生じる燃料費の変動額を料金原価から減額する。
5. 各種燃料の追加調達単価について、平成27年4月に全一般電気事業者に対して行った電気事業法第106条に基づく報告徴収の結果を踏まえ、申請会社以外の一般電気事業者において調達単価が最も低価格なものとの価格を原価織込価格とする。その結果をもとに算定された費用を上回る部分について料金原価から減額する。

○卸電力取引所取引の約定価格について、昨年度後半以降の原油価格の大幅な下落を料金原価に反映するため、直近の実績に基づき、申請に織り込まれている約定価格からの下落率を算定した上で、料金原価に反映すべきとしたことは評価できる²。なお、下落率の算定に用いる直近の実績の期間は6か月とされているが、本年4月10日に開催した第24回経済産業省電気料金審査専門小委員会において、今般の原油価格の下落は経済の構造的な変化に起因するものであり、当面、原油価格が大幅に上昇する可能性は低いため、実績の期間は6か月より短くすべきとの議論もあったことから、今後、料金原価を査定する際、卸電力取引所取引の約定価格に燃料価格の変動をどのように反映させるのか、取扱いを明確にすべきである。

1. 卸電力取引所取引において、卸電力取引所取引における約定価格の直近の実績に基づき、申請に織り込まれている約定価格からの下落率を算定した上で、これに買い約定額、売り約定額を乗じた金額を、申請に織り込まれている約定額から変動額として、それぞれ料金原価に反映する。その際、下落率の算定に用いる「直近」の実績の期間については、燃料費の変動が燃料費調整制度を通じて電気料金に反映されるまでのタイムラグを勘案し、「3ヶ月」とすることも考えられるが、原油価格の下落という構造的な変化が明確に現れ始めた時期が昨年の秋頃であることから、「6ヶ月」とすることとする。また、他社短期調達（供給力対策）において、他社短期調達の電力量の増加分については、前回認可時の単価に、更なる効率化努力（連系線制約を考慮した上で、他の電力会社の調達実績を踏まえた価格での調達努力）を求め、これを料金原価から減額する。
2. なお、審査の過程において、原油価格の大幅な下落という構造的な変化を的確に反映するためには、価格の下落率の算定に用いる実績の期間として、どの程度の期間を取ることが適切か、という点が論点となつたが、適切な期間の考え方は、その時々の市場動向等によって大きく変わり得ること等から、現時点で、その取り扱いを明確にすることは困難と考えている。このため、個々の料金原価査定時毎に、料金値上げ申請以降の燃料価格の動向等を踏まえた上で、電気料金審査専門小委員会の中立的かつ専門的な意見を勘案しつつ、経済産業大臣が適切に判断すべきものと考えている。

² 卸電力取引所取引について、今回の値上げ申請では平成25年10月から平成26年9月までの実績に基づく約定額が想定されていたが、「電気料金審査専門小委員会」において、燃料費調整制度の対象となつていないため、直近の原油価格の下落が自動的に電気料金に反映されていないとの指摘があった。

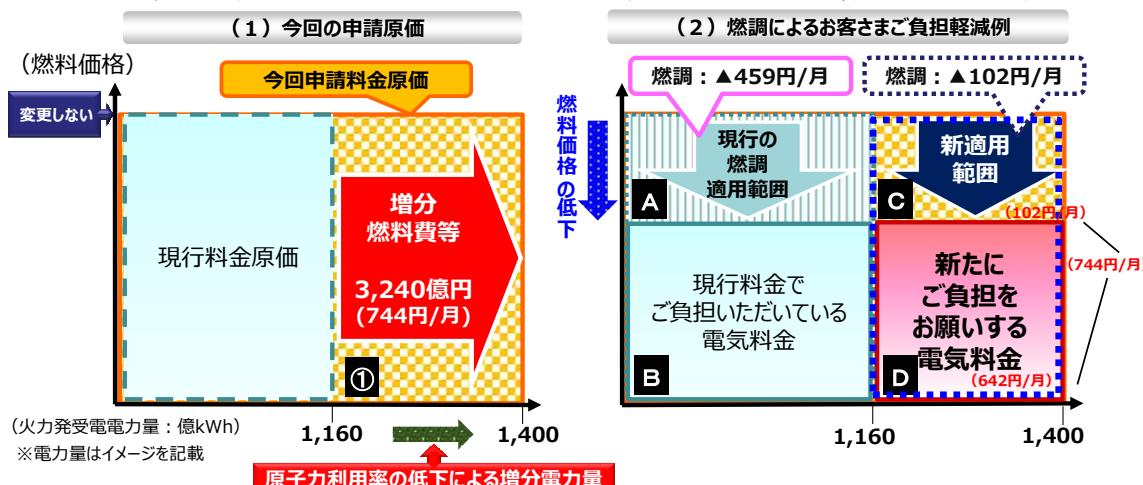
○今般の値上げ申請による料金の値上げ額と、燃料費調整制度に基づく料金の調整額の関係及び消費者の実質的な負担が消費者にとって分かりやすいものとなるよう、最近の原油価格の動向も踏まえ、原油価格の変化が料金に反映されるまでのタイムラグや、原油価格の下落がどの程度料金を引き下げる効果があるのかといった点について、例えば、関西電力株式会社のウェブサイト³上で、具体例などを挙げて消費者に対し丁寧な説明を行うよう、関西電力株式会社に促すべきである。

関西電力は「今回の料金値上げは、電源構成変分認可制度に基づくものであり、原子力再稼動遅延に伴う増分燃料費等について値上げをお願いするものである。<下の左図:①(3,240 億円) および右図: C + D (744 円/月) に相当>、至近の原油価格の大幅な下落傾向については、一定のタイムラグがあるものの、毎月の燃調を通じて、自動的にお客さまにお返しすることになる。<下の右図: A + C に相当>、仮に至近の原油市況などを踏まえ、一定の仮定を置いて燃料費調整額を想定した場合、A + C の部分で 561 円/月の軽減となるので、お客さまの実質的なご負担は、744 円/月から 183 円/月程度に軽減されることになる。」としている。

また、「本内容については電気料金審査専門小委員会で説明するとともに、説明資料及び同様の疑問に対する回答について自社のホームページに掲載することで、消費者に対する情報提供を行っている。」としている。

経済産業省としても、引き続き、情報提供・説明が積極的に行われるよう促してまいりたい。

◇燃料価格変動影響とお客さまご負担の関係について（第21回電気料金審査専門小委員会資料6-1）



	換算係数	(1) 今回申請原価	(2) ご負担軽減例
原油	0.3066	52,519円/kJ (105.9\$/b)	40,003円/kJ (53\$/b)
LNG	0.2858	71,841円/t (17.6\$/mmbtu)	55,891円/t (9\$/mmbtu)
石炭	0.4235	10,039円/t (127.3\$/t)	9,000円/t (75\$/t)
為替レート		78.9円/\$	120円/\$

³ 関西電力株式会社のウェブサイトでは、「値上げ申請に関するご説明」で、平成26年8月から10月までの貿易統計実績による燃料費調整を踏まえた料金の試算が掲載されている。

<http://www.kepco.co.jp/home/ryoukin/s-ryoukin/setsumei/sonota/index.html>

【販売電力量】

○関西電力株式会社は、自由化部門における販売電力量の減少の要因である需要家の離脱を解消するための努力を行うべきである。

関西電力は「今回の値上げにより競合他社との価格競争力は低下しますが、サービスの向上に努めるなど、今後もお客様に当社をお選びいただけるよう最大限努力してまいりたい。また、当社としては、安全性が確認された原子力プラントの1日も早い再稼動に全力を尽くすとともに、一層の経営効率化を徹底することで、電気料金の引き下げを行い、低廉な電気料金水準の実現に努めてまいりたいと考えている。」としている。

【料金体系等】

- 個々の消費者がライフスタイルに合わせて電気料金を節約できるメニューについて、積極的に広報・普及に取り組むよう、関西電力株式会社に促すべきである。
- 大幅な値上げであることを踏まえ、電気料金が急増しないように電気の使用量の多い時期に間に合うよう、関西電力株式会社は、効率化の深掘りによって生み出される原資を激変緩和措置に活用するための具体策を速やかに検討し、確実に実施すべきである。
- 三段階料金の段階別料金設定において、関西電力株式会社の申請案では、1・2段階格差、2・3段階格差ともに縮小しているが、少額一般家庭利用者にとって、値上げの負担が緩和されるよう、段階別の値上げ幅を速やかに検討し、確実に実施すべきである。

1. 関西電力は「当社は、従来より選択肢を拡充することでお客さま選択肢の拡大に努めおり、負荷移行の促進等を目的とした様々な料金メニューをお選びいただき、電気の使い方を工夫いただくことで、お客さまの負担軽減につなげていただくことができる。また、「ご契約メニューの変更によるメリット額（目安）を簡易にご試算いただけるよう、当社ホームページに「ご契約メニュー変更シミュレーション」を設置するとともに、WEBを活用した省エネの幅広い情報発信やお電話によるお問い合わせへの対応、またお客さまのご要望に応じてご訪問による省エネコンサルティングも実施しております。これらの取組みにつきましては、検針時に配布している値上げに関するご説明チラシ等において、幅広くお知らせしている。」としており、経済産業省としても、引き続き、積極的な取組が行われるような広報・周知体制を取るよう促してまいりたい。
2. 関西電力からは、第20回電気料金審査専門小委員会において、「効率化の深掘りの成果は、大きく毀損した財務体質の回復のみならず、お客さまの電気料金のご負担の軽減をはかるべく、活用してまいりたい」との表明があり、第23回電気料金審査専門小委員会において、平成27年度における経営効率化の具体的な取組について説明があった。
さらに、関西電力からは平成27年5月12日に、当面の間、役員報酬を更に削減すること及び顧問報酬をゼロとすること等の表明があった。
3. 関西電力は、経営効率化の取組を着実に実施するとともに、需要家負担の急激な増加を緩和する観点から、更なる効率化の徹底により、需要家に還元する方策を以下のとおり実施する。
 - ・更なる経営効率化の徹底により、350億円を原資として、値上げ実施日より9月30日の使用分までの4ヶ月間、値上げ後の電力量料金単価より一律0.91円/kWh（税込み）軽減する。
4. 今回の申請においては、電力量料金を一律して上乗せするとされているが、これは3段階料金の趣旨を損なうものであるとまでは言えない。ただし、電気の低利用者の負担抑制に配慮する観点などから、2段階と3段階の格差率について、申請は1:1.13となっているところ1:1.14とすることとしたい。

【財務状況】

○渴水準備引当金について、関西電力株式会社は、「目的外の取崩しを行うことは考えていない」としているが、本年1月30日に開催した第19回調査会では、関西電力株式会社から「このままでは財務基盤の毀損は一層深刻さを増し、資金調達が困難になるなど、電力の安全・安定供給に支障を来すおそれがある」との説明があったところである。他方、北海道電力株式会社は、泊発電所の長期停止による火力燃料費の増大により、純資産の毀損が拡大したため、昨年4月に渴水準備引当金の取崩しの申請を行い、許可を受けたところである。目的外の取崩しは経営判断で申請することが可能であることから、北海道電力株式会社の前例に鑑み、関西電力株式会社は、需要家に更なる負担を求めるに当たり、純資産の毀損を回避するために、渴水準備引当金の取崩しの許可申請を行う余地はないか検討すべきである。

関西電力は「渴水準備引当金は、豊水時における燃料費低減メリットを積み立て、渴水時に取崩すことにより、気象条件による収支変動を緩和するためのものであり、目的外の取崩しを行うことは考えていない。」としている。

【今後の料金値下げ等】

- 高浜原発3・4号機の再稼働時期に応じて原価低減分や値下げ幅が消費者に分かるよう、関西電力株式会社は、事例などを用いて具体的に情報開示を行うべきである。
- 本年1月21日に開催した第20回経済産業省電気料金審査専門小委員会及び本年2月20日に開催した第20回調査会において、関西電力株式会社から、高浜原発3・4号機の再稼働が平成27年11月から遅れた場合でも、平成27年度中は今回申請している料金を維持したいとの発言があったことから、高浜原発3・4号機の再稼働時期が予定より更に遅れる場合であっても、原価算定期間内に3度目の値上げが行われないことを確保するために、経済産業省としてどのような措置を講じるのか、明確にすべきである。

1. 関西電力は「高浜発電所3、4号機の再稼働が料金の前提より早まった場合や、高浜発電所3、4号機は前提通りの再稼働であっても、大飯発電所3、4号機の再稼働が平成27年度中となった場合など、前提より早期の再稼働が実現し、燃料費等が削減できる場合には、料金値下げを行いたいと考えております。再稼働後の具体的な値下げ時期等については、北海道電力の再値上げ時に示された認可条件を踏まえ、検討してまいりたいと考えている。」としている。
2. また、関西電力は「今回の値上げにあたっては、高浜発電所3、4号機について平成27年11月から再稼働する前提としています。仮に前提よりも再稼働が遅れた場合、平成27年度については、厳しい収支状況になることが予想されますが、費用の繰り延べなど一過性の収支改善措置を講じることで、何とか料金を維持したいと考えている。」としていることを踏まえ、経済産業省としては、同社から、高浜原子力発電所3号機、4号機の再稼働時期のさらなる遅延等を理由として、今般の原価算定期間内に再度の値上げ申請が行われることは想定していない。

III. 今後の課題

【料金審査の在り方】

- これまでの電気料金値上げ認可申請の調査審議の過程で明らかになった諸課題（例：情報公開・開示の在り方、電変における「社会的経済的事情の変動」の解釈及び同制度下での電気料金値上げの審査の在り方、事後評価における事業者の値上げ申請認可後のモニタリングの在り方、料金値下げ幅の審査の在り方、卸電力取引所取引の約定価格への燃料価格の変動の反映等）について、引き続き、経済産業省において需要家の利益が損なわれることがないよう、料金の決定過程の透明性及び消費者参画の機会がより実質的に確保される制度の検討を行うべきである。
- 査定に基づく人件費等の経費削減が行われず、一時的な収支改善のために修繕費等の多額の繰延べが緊急避難的に行われている中で、当期の原価算定期間終了後に値上げ申請が行われた場合には、既に料金に含めて回収した修繕費等が再度料金原価に算入される可能性があるため、経済産業省は、電力会社が値上げ申請を行う際には、審査の過程で繰り延べられた修繕費等の内容及び発生時期を明示させるとともに、前期の原価算定期間から繰り延べられた修繕費等に関する査定上の取扱いを明確にすべきである。
- 値上げによる経営状況の改善により、内部留保の積み増しが行われた場合は、消費者に値下げの形で還元されるべきであり、必要以上の内部留保の積み増しや株主配当が行われないことを確認⁴するため、値上げ実施後において、経済産業省は、適時・適切に透明性の高いフォローアップを行うべきである。特に、電変に基づいて申請を行った電力会社については、より徹底した説明の必要があると考えられるため、徹底したフォローアップを行うべきである。

1. これまでの電気料金審査専門小委員会における検討や消費者庁協議を含め、明らかになった諸課題については、必要に応じ適宜検討、反映を図ってきてているところ。例えば、次のような点がある。
 - ・情報公開・開示については、電気料金審査専門小委員会における審議の透明性を高めるため、委員会の審議は、議事内容、配布資料を含め、全て公開形式で開催しているところ。資料は経済産業省ホームページに掲載されている。また、委員会開催の様子については、インターネットでライブ配信されており、議事録についても、経済産業省ホームページに掲載済又は今後掲載予定である。
 - ・事後評価における事業者の値上げ申請認可後のモニタリング、電源構成変分認可制度による電気料金値上げの審査や料金値下げ幅の確認・検証については、事後評価の在り方として新たな審査基準の必要性の検討を行うとともに、値下げについてはその時期を問わず（原価算定期間内外問わず）、電気料金審査専門小委員会でフォローアップを行うとするなどとしている。

⁴ 「原価算定期間終了後の事後評価と経営効率化のフォローアップのあり方について」（平成 26 年 9 月 29 日 資源エネルギー庁）では、原価算定期間終了後における評価について、「経営状況に照らして必要以上の内部留保の積み増しや株主配当が確認されるような場合には、報告徴収を実施の上、料金認可申請命令の発動の要否について検討」と記載されている。

- ・電源構成変分認可制度における「社会的経済的事情の変動」の解釈及び同制度下での電気料金値上げの審査の在り方については、「前提計画」として位置付けられている経営効率化計画が、前回改定の査定方針及び認可時に求めた経営効率化を反映したものであるかどうか、その進捗状況、・内容等を審査に当たって十分にチェックすることや、燃料費に係る数量及び単価双方の査定を行うことの明確化等を行ってきているところである。
※電源構成変分認可制度における燃料費については、数量及び単価の双方について査定を行うことを一般電気供給約款料金審査要領に追加（平成 26 年 12 月 8 日改正）。

2. 他方、卸電力取引所取引の約定価格への燃料価格の変動の反映については、審査の過程において、原油価格の大幅な下落という構造的な変化を的確に反映するためには、価格の下落率の算定に用いる実績の期間として、どの程度の期間を取ることが適切か、という点が論点となつたが、適切な期間の考え方は、その時々の市場動向等によって大きく変わり得ること等から、現時点で、その取り扱いを明確にすることは困難と考えている。このため、個々の料金原査定時毎に、料金値上げ申請以降の燃料価格の動向等を踏まえた上で、電気料金審査専門小委員会の中立的かつ専門的な意見を勘案しつつ、経済産業大臣が適切に判断すべきものと考えている。
3. 今後とも審査の過程で明らかとなつた諸課題を踏まえ、必要に応じ審査の在り方について検証を行い、広く国民の皆様の意見も伺いながら、見直しを図つてまいりたい。

【中長期的な電源確保の在り方】

○大阪で開催した消費者及び消費者団体との意見交換会において、関西電力株式会社に対し、原子力発電への依存を改め、再生可能エネルギーの使用拡大等、エネルギーの多様化を求める声が多く出されていた。経済産業省は、中長期的な電力確保の考え方について、消費者に対し、積極的に丁寧な情報提供・説明を行うよう、関西電力株式会社に促すべきである。

1. 関西電力はエネルギー政策、コストについて「当社としても、わが国のエネルギー自給率が5%という極めて低い実情等を踏まえると、エネルギー源の多様性確保が重要と考えており、安全確保を大前提に、しっかりと原子力を活用していくことも含め、国のエネルギー政策に貢献してまいりたいと考えている。また、原子力の発電コストは、平成23年のコスト等検証委員会報告書によると、仮に事故費用の増加を考慮したとしても、他の電源に比べて遜色がないとされている。」としている。

また、再生可能エネルギーの使用拡大については、「当社は再生可能エネルギーの受入れ拡大に取り組むとともに、関西電力グループを挙げて太陽光や風力発電等、再生可能エネルギー発電の開発に取り組んでいます。具体的には、若狭高浜太陽光発電所や、舞鶴発電所でのバイオマスの混焼、グループ会社による淡路風力発電所、愛知県田原市での田原4区風力発電所などに取り組んでおり、今後もグループ一体となって、再生可能エネルギーの普及・開発に努めてまいりたい。」としている。再生可能エネルギーに関する消費者への情報提供については、「現在、当社ホームページにおいて、再生可能エネルギー導入をご検討されている事業者さまの予見性を高めていただくことを目的に、当社供給区域内における再生可能エネルギー発電設備の連系済および接続申込済の設備容量、また設備認定量と昼間最低需要を公表している。現時点において当社は、設備認定量が昼間最低需要を超過するおそれがなく、事業者さまからの接続申込に対しては、連系に向けた受付を行っているため接続可能量については算定していない。今後も、適宜情報提供を行い、再生可能エネルギーの導入促進が図られるよう取り組んでまいりたい。」としている。

2. 経済産業省としても、引き続き、情報提供・説明が積極的に行われるような広報・周知体制を取るよう促してまいりたい。

【電力システム改革】

○消費者基本計画工程表（平成 27 年 3 月 24 日消費者政策会議決定）では、「電気の小売料金自由化に向けて、決定過程の透明性確保及び消費者参画の機会の確保について検討するとともに、消費者が多様なメニューの中から適切な選択を行うことができるよう、小売全面自由化の実施に際して、小売事業者が提供するサービスの内容に関する消費者の理解を増進するための情報提供の推進等の取組を行う」とされており、経済産業省として、消費者利益の確保の在り方を検討するとともに、電力システム改革の進捗状況について、消費者に分かりやすく説明し、適切な選択に資するための情報提供を工夫すべきである。また、小売事業者が提供するサービス等について、複雑なメニューや情報不足による混乱、詐欺的な勧誘の発生等の消費者トラブルの発生が見込まれるため、経済産業省による苦情処理や紛争処理のための体制強化について検討すべきである。

○経済産業省は、電力システム改革における具体的な制度設計や制度の運営を行う際には、消費者の利益が損なわれることがないよう、消費者の意見が政策に反映されるような仕組みを検討すべきである。

特に、電気の小売の全面自由化の実施に伴う、電力の卸・小売市場における市場の公正性・健全性を害する行為等を監視する「電力・ガス取引監視等委員会」の設立については、消費者の利益確保の観点からも重要であることから、消費者の意見が適切に反映される仕組みを検討すべきである。

1. 昨年成立した第 2 弾の改正電気事業法においては、消費者保護の観点から、小売電気事業者に対し、契約を締結しようとする際に料金メニュー等について消費者に説明する義務や、契約を締結した際に書面を交付する義務を課しており、消費者が電力会社や料金プランを選択するに当たって必要な情報を得られる仕組みとしている。今後、小売電気事業者に説明や書面交付をさせるべき具体的な内容について、検討していく。
2. 電力システム改革の進捗状況などに関する情報提供については、①経済産業省のウェブサイト、②パンフレット等の広報資料、③消費者団体を通じた説明会など、様々な方法で、消費者をはじめとする電気の需要家への周知活動に努めていく。
3. また、今国会に提出している第 3 弾の電気事業法改正案では、資源エネルギー庁に加え、同法案で設立することとしている電力・ガス取引監視等委員会にも、苦情を受け付け誠実に処理する義務を課すこととしている。

以上